



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 (第55号) 5

◇川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例 (第56号) 5

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第57号) 5

◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例 (第58号) 7

◇かわさき総合ケアセンター条例を廃止する条例 (第59号) 7

◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (第60号) 7

◇川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例 (第61号) 9

◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例 (第62号) 9

◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第63号) 9

◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (第64号) 9

◇川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例 (第65号) 11

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 (第66号) 12

◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 (第67号) 12

◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 (第68号) 13

規 則

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (第91号) 13

◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則 (第92号) 15

◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第93号) 15

◇川崎市債権管理規則の一部を改正する規則 (第94号) 15

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第95号) 15

◇川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則 (第96号) 27

◇川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (第97号) 40

告 示

◇川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定 (第671号) 42

◇議決された予算の公表 (第672号) 42

◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第673号) 44

◇川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定解除 (第674号) 45

◇川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定 (第675号) 46

◇都市計画マスタープラン高津区構想及び宮前区構想の改定並びに図書の縦覧 (第676号) 47

◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第677号) 47

◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第678号) 48

◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第679号) 48

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第680号) 48

◇生活保護法等による指定医療機関の 変更(第681号).....	48	定(第707号).....	56
◇生活保護法等による指定介護機関の 指定(第682号).....	49	◇川崎市中部身体障害者福祉会館の指 定管理者の指定(第708号).....	56
◇生活保護法等による指定介護機関の 変更(第683号).....	49	◇川崎市多摩川の里身体障害者福祉会 館の指定管理者の指定(第709号).....	56
◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止(第684号).....	49	◇川崎市恵楽園の指定管理者の指定 (第710号).....	56
◇川崎港コンテナターミナルの指定管 理者の指定(第685号).....	49	◇予防接種の業務を行う医師(第711号).....	57
◇予防接種の業務を行う医師の変更の 承諾(第686号).....	49	◇予防接種の業務を行う医師の変更の 承諾(第712号).....	57
◇市道路線の認定(第687号).....	49	◇公印の改刻(第713号).....	57
◇道路区域の決定(第688号).....	50	◇公印の廃止(第714号).....	57
◇道路の供用開始(第689号).....	50	◇川崎市市民文化局刊行物の有償頒布 業務に係る収納事務の委託(第715号).....	57
◇市道路線の廃止(第690号).....	50	◇川崎市国際交流センターの指定管理 者の指定(第716号).....	57
◇道路区域の変更(第691号).....	51	◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出(第717号).....	58
◇道路の供用開始(第692号).....	51	◇川崎市幸スポーツセンター及び川崎 市石川記念武道館の指定管理者の指 定(第718号).....	58
◇道路区域の変更(第693号).....	51	◇川崎市高津スポーツセンターの指定 管理者の指定(第719号).....	58
◇道路の供用開始(第694号).....	51	◇川崎市宮前スポーツセンターの指定 管理者の指定(第720号).....	58
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除(第695 号).....	51	◇川崎市多摩スポーツセンターの指定 管理者の指定(第721号).....	59
◇道路区域の変更(第696号).....	54	◇川崎市麻生スポーツセンターの指定 管理者の指定(第722号).....	59
◇自転車等の撤去と保管(第697号).....	54	公 告	
◇川崎市藤子・F・不二雄ミュージア ムの指定管理者の指定(第698号).....	54	◇一般競争入札の執行(第1020号).....	59
◇川崎市中部リハビリテーションセン ター井田地域生活支援センターの指 定管理者の指定(第699号).....	54	◇道路位置の指定(第1021号).....	61
◇柿生学園の指定管理者の指定(第700 号).....	55	◇一般競争入札の執行(第1022号).....	62
◇中央療育センターの指定管理者の指 定(第701号).....	55	◇道路位置の廃止(第1023号).....	62
◇川崎市中部リハビリテーションセン ター井田障害者センターの指定管理 者の指定(第702号).....	55	◇自主的環境影響評価審査書の公告 (第1024号).....	63
◇川崎市中部リハビリテーションセン ター井田日中活動センターの指定管 理者の指定(第703号).....	55	◇一般競争入札の執行(第1025号).....	66
◇川崎市聴覚障害者情報文化センター の指定管理者の指定(第704号).....	55	◇一般競争入札の執行(第1026号).....	68
◇川崎市三田福祉ホームの指定管理者 の指定(第705号).....	56	◇道路の指定(第1027号).....	70
◇川崎市南部身体障害者福祉会館・ふ じみ園の指定管理者の指定(第706号).....	56	◇一般競争入札の執行(第1028号).....	70
◇川崎市北部身体障害者福祉会館・川 崎市わーくす高津の指定管理者の指 定(第707号).....	56	◇道路位置の廃止(第1029号).....	72
		◇一般競争入札の執行(第1030号).....	72
		◇開発行為に関する工事の完了(第 1031号).....	73
		◇開発行為に関する工事の完了(第 1032号).....	73
		◇一般競争入札の執行(第1033号).....	74
		◇一般競争入札の執行(第1034号).....	75

◇一般競争入札の執行 (第1035号) ……………	76	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行 (第1036号) ……………	78	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を 改正する規程 (第33号) ……………	105
◇一般競争入札の執行 (第1037号) ……………	80	◇川崎市上下水道局債権管理規程の一 部を改正する規程 (第34号) ……………	105
◇一般競争入札の執行 (第1038号) ……………	80	◇川崎市上下水道局企業職員の特殊勤 務手当支給規程の一部を改正する規 程 (第35号) ……………	105
◇一般競争入札の執行 (第1039号) ……………	82	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行 (第1040号) ……………	83	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定 (第61号) ……………	106
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第1041号) ……………	85	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第62号) ……………	106
◇開発行為に関する工事の完了 (第 1042号) ……………	86	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の廃止 (第63号) ……………	106
◇特定非営利活動法人の設立の認証申 請 (第1043号) ……………	86	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第 64号) ……………	107
公告 (調達)		上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第1号) ……………	86	◇一般競争入札の執行 (第99号) ……………	107
◇一般競争入札の公告 (第2号) ……………	88	◇一般競争入札の執行 (第100号) ……………	108
◇一般競争入札の公告 (第3号) ……………	89	上下水道局公告 (調達)	
◇一般競争入札の公告 (第4号) ……………	91	◇一般競争入札の公告 (第1号) ……………	108
◇一般競争入札の執行 (第5号) ……………	94	◇一般競争入札の公告 (第2号) ……………	112
◇一般競争入札の執行 (第6号) ……………	96	交通局公告	
◇一般競争入札の執行 (第7号) ……………	97	◇一般競争入札の執行 (第71号) ……………	117
◇一般競争入札の公告 (第8号) ……………	99	交通局公告 (調達)	
◇一般競争入札の執行 (第9号) ……………	101	◇落札者等の公示 (第1号) ……………	119
税公告		◇落札者等の公示 (第2号) ……………	119
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 186号) ……………	102	◇落札者等の公示 (第3号) ……………	119
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第187 号) ……………	102	病院局規程	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第188 号) ……………	102	◇川崎市病院局債権管理規程の一部を 改正する規程 (第15号) ……………	120
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第189 号) ……………	102	病院局公告	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第190 号) ……………	102	◇一般競争入札の執行 (第47号) ……………	120
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第191 号) ……………	103	◇一般競争入札の執行 (第48号) ……………	121
◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送 達 (第192号) ……………	103	◇一般競争入札の執行 (第49号) ……………	124
◇納税通知書の公示送達 (第193号) ……………	103	◇一般競争入札の執行 (第50号) ……………	125
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第194 号) ……………	103	病院局公告 (調達)	
◇督促状の公示送達 (第195号) ……………	103	◇落札者等の公示 (第1号) ……………	127
◇市税過誤納金等充当通知書の公示送 達 (第196号) ……………	104	◇一般競争入札の公告 (第2号) ……………	127
◇納期限変更告知書の公示送達 (第197 号) ……………	104	消防局告示	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第198 号) ……………	105	◇延焼を防止するための措置が講じら れている急速充電設備 (第1号) ……………	132
		◇必要な知識及び技能を有する者の指 定の一部改正 (第2号) ……………	132
		消防局訓令	
		◇川崎市火災予防事務処理規程の一部 を改正する訓令 (第20号) ……………	132

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集(第30号)…………… 132
- ◇公印の改刻(第31号)…………… 132
- ◇公印の改刻(第32号)…………… 132
- ◇川崎市青少年の家の指定管理者の指
定(第33号)…………… 133
- ◇川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管
理者の指定(第34号)…………… 133
- ◇川崎市子ども夢パークの指定管理者
の指定(第35号)…………… 133

人事委員会公告

- ◇令和2年度障害者を対象とした川崎
市職員採用選考(第2回)の実施(第
10号)…………… 133

区公告

- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(川崎区第124号)…………… 144
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第125号)…………… 144
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第126号)…………… 144
- ◇住民票の職権消除(川崎区第127号)…………… 144
- ◇印鑑登録の抹消(川崎区第128号)…………… 144
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第129号)…………… 144
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第130号)…………… 145
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第131号)…………… 145
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(川崎区第132号)…………… 145
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第133号)…………… 145
- ◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(川崎区第134号)…………… 145
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(幸区第30号)…………… 145
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(幸区第31号)…………… 146
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第32号)…………… 146
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の
公示送達(中原区第67号)…………… 146
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(中原区第68号)…………… 146
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第69号)…………… 147

- ◇国民健康保険料に係る滞納処分書類
の公示送達(中原区第70号)…………… 147
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(中原区第71号)…………… 147
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(高津区第73号)…………… 147
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第74号)…………… 148
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第75号)…………… 148
- ◇国民健康保険料等に係る差押調書
(謄本)の公示送達(高津区第76号)…………… 148
- ◇住民票の職権消除(宮前区第59号)…………… 148
- ◇印鑑登録の抹消(宮前区第60号)…………… 148
- ◇住民票の職権消除(宮前区第61号)…………… 148
- ◇住民票の職権消除(宮前区第62号)…………… 149
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(宮前区第63号)…………… 149
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(宮前区第64号)…………… 149
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第65号)…………… 149
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第66号)…………… 149
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達(多摩区第82号)…………… 150
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(多摩区第83号)…………… 150
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(多摩区第84号)…………… 150
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第85号)…………… 150
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第86号)…………… 150
- ◇住民票の職権消除(多摩区第87号)…………… 150
- ◇印鑑登録の抹消(多摩区第88号)…………… 151
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(麻生区第61号)…………… 151
- ◇国民健康保険料に係る還付充当通知
書の公示送達(麻生区第62号)…………… 151
- ◇印鑑登録の抹消(麻生区第63号)…………… 151
- ◇住民票の職権消除(麻生区第64号)…………… 151
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第65号)…………… 152
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(麻生区第66号)…………… 152
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第67号)…………… 152

条 例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第55号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給
条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「掲げる額」の次に「(同項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合にあっては、前項の規定により任命権者が定める額)」を加え、「当該期日前投票所を開いている」を「職務に従事した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第13号、第14号、第16号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額を超えない範囲内において任命権者が定める。

第5条第1項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第2項中「第1条第4項」を「第1条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第56号

川崎市債権管理条例等の一部を改正する
条例（川崎市債権管理条例の一部改正）

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(川崎市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例

第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(川崎市介護保険条例の一部改正)

第4条 川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第43項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川崎市債権管理条例、川崎市国民健康保険条例、川崎市後期高齢者医療に関する条例及び川崎市介護保険条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第57号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第103号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条第104号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に改め、同条第105号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「14,000円」を「9,600円」に改め、同条第106号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「14,000円」を「9,600円」に改め、同条第107号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「14,000円」を「21,000円」に改め、同条第108号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳処理業」を「集乳業」に、「21,000円」を「9,600円」に改め、同条第109号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に改め、同条第110号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同条第111号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「集乳業」を「食肉処理業」に、「9,600円」を「21,000円」に改め、同条第112号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「9,600円」を「21,000円」に改め、同条第113号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第114号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「9,600円」を「14,000円」に改め、同条第115号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に改め、同条第116号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「9,600円」を「21,000円」に改め、同条第117号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚介類競り売り営業」を「食肉製品製造業」に改め、同条第118号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「魚肉練り製品製造業」を「水産製品製造業」に改め、同条第119号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品の冷凍又は冷蔵業」を「氷雪製造業」に改め、同条第120号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第121号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に改め、同条第122号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に、「14,000円」を「16,000円」に改め、同条第123号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「氷雪製造業」を「酒類製造業」に、「21,000円」を「16,000円」に改め、同条第124号中「第52条第

1項」を「第55条第1項」に、「氷雪販売業」を「豆腐製造業」に改め、同条第125号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第126号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「21,000円」を「14,000円」に改め、同条第127号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第128号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「醬(しょう)油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第129号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第130号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「21,000円」に改め、同条第131号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「豆腐製造業」を「漬物製造業」に改め、同条第132号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「14,000円」を「21,000円」に改め、同条第133号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「めん類製造業」を「食品の小分け業」に改め、同条第134号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「そうざい製造業」を「添加物製造業」に改め、同条第135号及び第136号を次のように改める。

(135) 及び (136) 削除

第2条第137号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「前号」を「第134号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第138号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第136号」を「第134号」に改め、同条第152号を次のように改める。

(152) 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定に基づく改正前の条例第2条第103号から第111号まで、第113号から第123号まで及び第125号から第136号までに掲げる営業の許可(以下「旧許可」という。)を受けた者が、当該旧許可の有効期間の満了に際し引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可を受けようとする場合(当該旧許可に係る営業が改正後の条例第2条第103号から第119号まで、第121号

から第130号まで及び第132号から第134号までに掲げる営業のいずれかに該当する場合に限る。)であって、この条例の施行の日以後に申請したときにおける手数料の額は、改正後の条例第2条第103号から第119号まで、第121号から第130号まで及び第132号から第134号までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に4分の3を乗じて得た額とする。

3 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(令和2年神奈川県条例第42号)附則第2項又は第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)第3条第1項の規定に基づく魚介類行商、魚介類加工業及び発酵乳等販売業の許可の申請に対する審査については、改正前の条例第2条第152号の規定は、なおその効力を有する。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第58号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

9	NPO法人くるみー来未	川崎市中原区上平間1,264番地3
---	-------------	-------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。(川崎市市税条例の適用)
- 改正後の条例別表9の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金については、川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第2項の規定は、令和2年1月1日から適用する。

かわさき総合ケアセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第59号

かわさき総合ケアセンター条例を廃止する条例

かわさき総合ケアセンター条例(平成10年川崎市条例第18号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第60号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(令和元年川崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「柿生学園及びくさぶえの家」を「柿生学園」に、
「第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター(第107条～第116条)

第7節 削除」を
「第6節及び第7節 削除」に、「御幸日中活動センター(第137条～第146条)」を「削除」に改める。

第2章第10節中第22条の33を第146条とし、第22条の32を第145条とし、第22条の31を第144条とする改正規定、第22条の30第1号を改め、同条を第143条とする改正規定、第22条の29を第142条とし、第22条の28を第141条とし、第22条の27を第140条とし、第22条の26を第139条とする改正規定、第22条の25の見出し及び同条を改め、同条を第138条とする改正規定、第22条の24を第137条とする改正規定並びに第2章第10節を第3章第9節とする改正規定を次のように改める。

第2章第10節を削る。

第2章第9節を第3章第8節とする改正規定を次のように改める。

第2章第9節を第3章第8節とし、同節の次に次の1節を加える。

第9節 削除

第137条から第146条まで 削除

第2章第8節の改正規定、同節を第3章第7節とする改正規定、第2章第7節中第22条の7を第116条とし、第22条の6の3を第115条とし、第22条の6の2を第114条とする改正規定、第22条の6第1号を改め、同条を第113条とする改正規定、第22条の5の5を第112条とし、第22条の5の4を第111条とし、第22条の5の3を第110条とし、第22条の5の2を第109条とする改正規定、第

22条の5の見出し及び同条を改め、同条を第108条とする改正規定、第22条の4を第107条とする改正規定並びに第2章第7節を第3章第6節とする改正規定を次のように改める。

第2章第7節及び第8節を削る。

第2章第6節を第3章第5節とする改正規定を次のように改める。

第2章第6節を第3章第5節とし、同節の次に次の2節を加える。

第6節及び第7節 削除

第107条から第127条まで 削除

第2章第2節中第6条の5を第68条とし、第6条の4の3を第67条とする改正規定を次のように改める。

第6条の5中「又はくさぶえの家」を削り、第2章第2節中同条を第68条とする。

第6条の4の3中「又は第3項」を削り、同条を第67条とする。

第6条の4の2第1項を改め、同条を第66条とする改正規定を次のように改める。

第6条の4の2第1項を次のように改める。

柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第6条の4の2第3項及び第4項を削り、同条第5項中「又は第3項」を削り、同項を同条第3項とし、同条を第66条とする。

第6条の4第1号から第3号までを改め、同条を第65条とする改正規定を次のように改める。

第6条の4中「及びくさぶえの家」を削り、同条第1号中「第6条第1号から第4号まで」を「第58条第1号、第2号及び第4号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 地域相談支援給付決定障害者

(3) 計画相談支援対象障害者等

第6条の4第5号中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第65条とする。

第6条の3の5の表を改め、同条を第64条とする改正規定を次のように改める。

第6条の3の5を削る。

第6条の3の4を第63条とし、第6条の3の3を第62条とし、第6条の3の2を第61条とする改正規定を次のように改める。

第6条の3の4中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第63条とし、同条の次に次の1条を加える。

第64条 削除

第6条の3の3中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第62条とする。

第6条の3の2第1項中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第61条とする。

第6条の3の見出し及び同条を改め、同条を第60条とする改正規定を次のように改める。

第6条の3を削る。

第6条の2の見出し及び同条を改め、同条を第59条とする改正規定を次のように改める。

第6条の2の見出しを「(柿生学園の位置)」に改め、同条中「柿生学園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第59条とし、同条の次に次の1条を加える。

第60条 削除

第6条第1号、第3号及び第5号から第7号までを改め、同条を第58条とする改正規定を次のように改める。

第6条中「及びくさぶえの家」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 生活介護に関すること。

第6条第2号中「(柿生学園に限る。)」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第6条第4号中「(柿生学園に限る。)」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 一般相談支援事業に関すること。

(6) 特定相談支援事業に関すること。

第6条第7号中「法第4条第1項に規定する」及び「(以下「障害者」という。)」を削り、「第6条の4の2」を「第66条」に改め、「(柿生学園に限る。)」を削り、同条を第58条とする。

第2章第2節を第3章第1節とする改正規定中「第2章第2節」の次に「の節名中「及びくさぶえの家」を削り、同節」を加える。

第1章の改正規定のうち第4条第1号中「及びくさぶえの家」を削り、同条第6号及び第7号を次のように改める。

(6)及び(7)削除

第1章の改正規定のうち第4条第9号を次のように改める。

(9) 削除

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次項の規定は公布の日から、くさぶえの家、かじがや障害者デイ・サービスセンター、れいんぼう川崎及び御幸日中活動センターに係る改正規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第61号

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例

川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例(令和元年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第62号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例(令和元年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川崎市中原区保育・子育て総合支援センター	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
----------------------	--------------------

第3条第4号中「関すること」の次に「(川崎市中原区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を加える。

第2条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「(川崎市中原区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号

」

を
「

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1,155番地
-----------	------------------

」

に改める。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第63号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第32条」を「第37条」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第14条」を「第15条」に改める。

別表第2中「第24条」を「第25条」に改める。

別表第2の1新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の表中心商業業務地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第2号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に改める。

別表第2の46小杉町2丁目地区整備計画区域の表C地区の区域の部建築物の用途の制限の項に次の5号を加える。

- (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (2) カラオケボックスその他これに類するもの
- (3) 倉庫業を営む倉庫
- (4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第2号の改正規定及び別表第2の改正規定(同表46小杉町2丁目地区整備計画区域の表C地区の区域の部建築物の用途の制限の項に5号を加える部分を除く。)は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第64号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による占用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 占用料が1月を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。

(2) 占用料が1日を単位として定められているときは、別表占用料の欄に定める金額に占用開始の日から占用終了の日までの日数を乗じて得た額とする。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

第2条に次の1項を加える。

6 第2項及び第3項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

Table with columns: 占用物件, 単位, 所在地 (特別地域, 普通地域), and amount. Rows include various utility poles, wires, transformers, and underground structures.

Table with columns: 法第32条第1項第2号に掲げる施設, 架空管, その他のもの, 法第32条第1項第3号に掲げる施設, 法第32条第1項第4号に掲げる施設, 地下街及び地下室, 上空に設ける通路, and amount. Rows specify pipe diameters and installation types.

	地下に設ける通路			410		
	その他のもの			160		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	140	89		
	その他のもの	1月1平方メートルにつき	1,400	890		
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板		300	190		
	添架広告		730	455		
	標識	1月1本につき		400		
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1月1本につき	140	89	
		その他のもの	1日1本につき	1,400	890	
幕(施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1月1本につき	140	89		
	その他のもの	1月1平方メートルにつき	1,400	890		
アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	14,000	8,900		
	その他のもの			6,900		
施行令第7条第2号に掲げる工作物				500		
施行令第7条第3号に掲げる施設		1月1平方メートルにつき	Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額			
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,400	890		
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				500		
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額			
	その他のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額			
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	1月1平方メートルにつき	Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額			
	その他のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額			
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額			
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額			
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額			

施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第65号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例(平成12年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

- 第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満であるものについての流水占用料等の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
第2条に次の1項を加える。
- 第1項及び第2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
別表土地占用料の項中「230円」を「280円」に、「350円」を「430円」に、「470円」を「580円」に、「200円」を「250円」に、「320円」を「400円」に、「440円」を「550円」に、「20円」を「25円」に、「400円」を「500円」に、「8円」を「10円」に、「12円」を「15円」に、「18円」を「22円」に、「24円」を「30円」に、「36円」を「45円」に、「48円」を「60円」に、「85円」を「100円」に、「120円」を「150円」に、「240円」を「300円」に、「130円」を「160円」に、「760円」を「890円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第66号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「470円」を「580円」に、「400円」を「500円」に、「190円」を「240円」に、「580円」を「720円」に、「230円」を「290円」に、「310円」を「400円」に、「660円」を「820円」に、「160円」を「190円」に、「1,010円」を「1,250円」に、「245円」を「300円」に、「1,100円」を「1,400円」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第67号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1(第13条、第13条の2関係)

ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料

種 別	使用料又は利用料金	
	単 位	金 額
電 柱	第1種電柱	280円
	第2種電柱	430円
	第3種電柱	580円

電 話 柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円	
	第2種電話柱		400円	
	第3種電話柱		550円	
その他の柱類		1本1月まで ごとに	25円	
共 架 電 線	電柱に共架する場合	共架柱1本1 月までごとに	280円	
	電話柱に共架する場合		310円	
公衆電話所		1個1月まで ごとに	500円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月まで ごとに	210円	
送電塔		1月1平方メ ートルまでご とに	500円	
特別高圧架空送電線		1月1メート ルまでごとに	9円	
地 下 埋 設 物	埋設管 その他 これに 類する もの	1月1メート ルまでごとに	外径0.07メート ル未満のもの	20円
			外径0.07メート ル以上0.1メート ル未満のもの	28円
			外径0.1メート ル以上0.15メート ル未満のもの	42円
			外径0.15メート ル以上0.2メート ル未満のもの	56円
			外径0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの	85円
			外径0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの	110円
			外径0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの	140円
			外径0.7メート ル以上1メート ル未満のもの	230円
			外径1メート ル以上のもの	480円
その他のもの		1月1平方メ ートルまでご とに	480円	
架 空 工 作 物	架空管 その他 これに 類する もの	1月1メート ルまでごとに	外径0.4メート ル未満のもの	230円
			外径0.4メート ル以上のもの	560円
	支持物		1月1平方メ ートルまでご とに	560円
	その他のもの			560円
鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道及び用地横断工 作物		1月1平方メ ートルまでご とに	500円	
広告塔及び看板類		1月1平方メ ートルまでご とに	890円	

工事のための一時作業所又は工事用材料置場	1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場	1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設	1月1平方メートルまでごとに	290円
その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第68号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例(昭和48年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第11号において同じ。)をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号中「第8号及び第9号」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第14条の2第1項中第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体

が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第14条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 屋外に設ける急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第20条(見出しを含む。)中「充てん」を「充?」に改める。

第62条第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

第62条第13号中「充てん」を「充?」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備(改正後の条例第14条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。)に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

規

則

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第91号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 料

種 別	単 位	金 額	
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	第1種電柱	280円	
	第2種電柱	430円	
	第3種電柱	580円	
	第1種電話柱	1月1本につき 250円	
	第2種電話柱	400円	
	第3種電話柱	550円	
	その他の柱類	25円	
電柱その他これに類するもの	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき 2円	
	地下電線その他地下に設ける線類	1円	
鉄塔	1月1平方メートルにつき	500円	
変圧塔	1月1個につき	500円	
簡易型携帯電話システム無線基地局	1月1個につき	240円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1平方メートルにつき	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が1メートル以上のもの	720円	

通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	290円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1月1個につき	210円
公衆電話所	1月1個につき	500円
標識	1月1本につき	400円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1月1平方メートルにつき	820円
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	190円
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき	1,250円
競技会、展示会その他これらに類するもの	看板、横断幕	1枚の表示面積
	その他これらに類するもの	1日1平方メートルにつき
広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
		当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額
自転車駐車場	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板	1月1平方メートルにつき	300円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき	1,400円
保育所その他の社会福祉施設（都市計画法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額
その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

第14条第1項の表備考第5項中「額」の次に「(占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満である場合にあっては、条例第17条第2項の規定により算出した額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第92号

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則

川崎市火災予防規則(昭和48年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「第14条の2第2項」を「第14条の2第3項」に改める。

第5条、第18条第5号及び別表第2中「充てん」を「充填」に改める。

第12号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「・変電設備」の次に「・急速充電設備」を加え、同様式備考第3項中「変電設備」の次に「急速充電設備」を加える。

第14号様式中「充てん」を「充填」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第93号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表中

2	国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基本台帳事務専用市印	れい	方6	国民健康保険標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者手帳、障害児通所受給者証、障害者証及び住民基本台帳カード並びに介護保険事務専用	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高年齢・障害者課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高年齢・障害者課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長
---	----------------------------------	----	----	---	---	---

を

2	国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び住民基本台帳事務及び身体障害者手帳等専用市印	れい	方6	国民健康保険標準負担額減額認定証、障害福祉サービス受給者手帳、障害児通所受給者証、障害者証、住民基本台帳カード、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳並びに介護保険事務専用	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高年齢・障害者課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション所長及び区役所支所区民センター室長	健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長、区役所区民サービス部区民課長、区役所区民サービス部保険年金課長、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高年齢・障害者課長、川崎区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所区民センター室長
---	--	----	----	---	---	---

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第94号

川崎市債権管理規則の一部を改正する規則

川崎市債権管理規則(平成26年川崎市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第16条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「猶予特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合に年1パーセント)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)に年0.5パーセント」に改める。

附則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第95号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条の3中「350,000円に」を「350,000円に、」に、「金額(」を「金額に、100,000円を加算した金額(」に改める。

第8条第1項第2号中「第9条の3第1項」を「第9条の21第1項」に、同項第3号中「650,000円」を「750,000円」に改める。

別表様式目次中

「

第45号様式	(1)(2)(3) (4)(5)	更正(決定) 通知書	条例第25条の12、法第328条の9、法第606条、法第627条、法第701条の9、法第701条の58
--------	---------------------	---------------	---

」

を

「

第45号様式	(1)(2)(3) (4)(5)(6)	更正(決定) 通知書	条例第25条の12、法第328条の9、法第480条、法第606条、法第627条、法第701条の9、法第701条の58
--------	------------------------	---------------	--

」

に改める。

別表第2号様式中

「

寡婦	勤労学生	基礎
万円	万円	万円

」

を

「

ひとり親	勤労学生	基礎
万円	万円	万円

」

に改める。

別表第40号様式(2)を次のように改める。

第40号様式(2)

第40号様式(2)

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

Table with columns for income types (給与収入, 雑所得, etc.), tax amounts, and administrative details.

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

Table with columns for income types (給与収入, 雑所得, etc.), tax amounts, and administrative details.

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

Table with columns for income types (給与収入, 雑所得, etc.), tax amounts, and administrative details.

Table for tax amounts (税額) with columns for city, prefecture, and national taxes.

Table for tax amounts (税額) with columns for city, prefecture, and national taxes.

Table for tax amounts (税額) with columns for city, prefecture, and national taxes.

Table for applicant information (受給者番号, 氏名, 住所, etc.).

おたのみの特別徴収税額を名目の上より決定(徴収)しましたので、住民税滞り戻し請求書(4. 滞り戻し請求)の用紙にて申請してください。

Table for payment schedule (支払) with columns for month and amount.

Table for applicant information (受給者番号, 氏名, 住所, etc.).

おたのみの特別徴収税額を名目の上より決定(徴収)しましたので、住民税滞り戻し請求書(4. 滞り戻し請求)の用紙にて申請してください。

Table for payment schedule (支払) with columns for month and amount.

Table for applicant information (受給者番号, 氏名, 住所, etc.).

おたのみの特別徴収税額を名目の上より決定(徴収)しましたので、住民税滞り戻し請求書(4. 滞り戻し請求)の用紙にて申請してください。

Table for payment schedule (支払) with columns for month and amount.

特別徴収義務者名

別表第42号様式中

「

寡婦	勤労学生	基礎
万円	万円	万円

」

を

「

ひとり親	勤労学生	基礎
万円	万円	万円

」

に改める。

別表第45号様式(1)及び第45号様式(2)中「以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」を「から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超え

る場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改める。

別表第45号様式(5)中「以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」を「から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、同様式を第45号様式(6)とする。

別表第45号様式(4)中「以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例

基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」を「から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、同様式を第45号様式(5)とする。

別表第45号様式(3)中「以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」を「から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用

年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、同様式を第45号様式(4)とし、第45号様式(2)の次に次の1様式を加える。

第45号様式(3)

住所又は所在地

第 号

氏名又は名称

様

整理番号	
申告書提出日	年 月 日

年 月分 市たばこ税 更正(決定) 加算金決定 通知書

区 分	更正(決定)額	既 確 定 額	増・減 額
旧3級品の紙巻たばこを 除く製品の紙巻たばこ	課税標準数量	本	本
	税 額 ①	円	円
	課税免除を受けようとする本数	本	本
	課税免除を受けようとする税額 ②	円	円
	返還控除を受けようとする本数	本	本
	返還控除を受けようとする金額 ③	円	円
旧3級品の紙巻たばこ	課税標準数量	本	本
	税 額 ④	円	円
	課税免除を受けようとする本数	本	本
	課税免除を受けようとする税額 ⑤	円	円
	返還控除を受けようとする本数	本	本
	返還控除を受けようとする金額 ⑥	円	円
税 額 合 計 (①+④) ⑦	円	円	円
課税免除を受けようとする税額合計 (②+⑤) ⑧	円	円	円
返還控除を受けようとする金額合計 (③+⑥) ⑨	円	円	円
差 引 (⑦-⑧-⑨)	円	円	円
加 算 金 額 (⑩ × /100)			円
この通知書により納付すべき金額 (⑩ + ⑪)			円
理 由			

法定納期限	年 月 日	指定納期限	年 月 日
-------	-------	-------	-------

地方税法第480条及び第 条の規定により、上記のとおり更正(決定)及び加算金の決定をしましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

- この通知書により納付すべき金額は、年 月 日までに延滞金とともに川崎市の指定金融機関等へ納付してください。
- この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消を求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。
 <延滞金の計算方法>
 法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数金額があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)(に対して年14.6パーセント(この通知書により指定された納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算します。延滞金額に100円未満の端数金額があるとき、又はその全額が1,000円未満の場合は、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(裏)

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

Table with columns: 月, 日給, 勤務日数, 月収. Includes summary rows for 賞与等, 合計, 勤務先所在地, 勤務先名, 電話番号.

7 所得がなかった人の記入欄

(前年中に所得のなかった人は、次の欄に御記入の上提出してください。)

Form for reporting no income, including fields for 住所, 氏名, 経歴, 勤務先名, 赴任期間, 学生であった, 大学/学校, 年在学.

8 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

9 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費.

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、次の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

Table for reporting dividend and capital gains tax credits.

12 青附金に関する事項

Table for reporting special allowance (青附金).

支出した青附金に応じて、各欄にそれぞれ青附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の条例で指定された特定非営利活動法人に対する青附金については、上欄に記入せず、別途「市民税・県民税青附金税額控除申告書(2)」を提出してください。

13 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

Table for reporting total tax and one-time income, with columns for income, expenses, and tax credits.

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。右のニの金額を表面のホの所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計 イ - (ロ+ハ) × 1/2

14 別居の扶養親族等に関する事項

(別居の同一生計配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。)

Table for reporting separated family members, including fields for name, ID, and residence.

15 事業税に関する事項

(この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。)

Table for reporting business tax, including fields for non-taxable income and business assets.

16 事業専従者に関する事項

Table for reporting business dependents, including fields for name, ID, birth date, and tax status.

17 家族数などに関する事項(当区内に事務所、事業所又は家族数があり、当区内に住所がない人は、記入してください。)

Table for reporting family size and other household information.

18 所得金額調整控除に関する事項

Table for reporting income adjustment deductions, including fields for name, birth date, and special provisions.

源泉徴収票の主な欄をここに記入してください。

生命保険料などの証明書の右欄をここに記入してください。

別表第46号様式(2)中

「

1 収 入 金 額	短期譲渡	一般分	シ	円
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般の譲渡	セ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	ソ	
		居住用財産 の譲渡	タ	
	一般株式等の譲渡	チ		
	上場株式等の譲渡	ツ		
	上場株式等の配当等	テ		
	先物取引	ト		
5 所 得 金 額	短期譲渡	一般分	㉔	円
		軽減分	㉕	
	長期譲渡	一般の譲渡	㉖	
		優良住宅地等に 係る譲渡	㉗	
		居住用財産 の譲渡	㉘	
	一般株式等の譲渡	㉙		
	上場株式等の譲渡	㉚		
	上場株式等の配当等	㉛		
	先物取引	㉜		

」

を

「

1 収 入 金 額	短期譲渡	一般分	ス	円
		軽減分	セ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	タ	
		居住用財産 の譲渡	チ	
	一般株式等の譲渡	ツ		
	上場株式等の譲渡	テ		
	上場株式等の配当等	ト		
	先物取引	ナ		
5 所 得 金 額	短期譲渡	一般分	㉑	円
		軽減分	㉒	
	長期譲渡	一般の譲渡	㉓	
		優良住宅地等に 係る譲渡	㉔	
		居住用財産 の譲渡	㉕	
	一般株式等の譲渡	㉖		
	上場株式等の譲渡	㉗		
	上場株式等の配当等	㉘		
	先物取引	㉙		

」

に改める。

別表第46号様式 (3) を次のように改める。

別表第46号様式(3)

年度分 市民税 申告書(事務所・事業所・家屋敷用)
県民税

整理番号	
資料番号	
年度区分	

(宛先) 川崎市長	住所	職業	
年 月 日 提出	フリガナ	生年 月 日	明・大・昭 平・令
	氏名	世帯 主氏 名	統柄 ()
	個人番号		
	電話番号		

種類	事務所・事業所(店舗、工場等)・家屋敷				
所 在 地	川崎市 区				
名 称 又 は 屋 号	電話番号	()			
業種目	事務所・事業所の 場合を書いてください。				
国内に住所を有する場合は、前年中の所得の金額等を書いてください。					
給 与 所 得	収 入 金 額	円			
給与所得以外の所得	種 目	円			
	所種	計			
扶養親族 (同一生計配偶者 含む)	1	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令	統柄
		氏名	個人番号		
	2	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令	統柄
		氏名	個人番号		
	3	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令	統柄
		氏名	個人番号		
	4	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令	統柄
		氏名	個人番号		
16歳未満の 扶養親族 (控除対象外)	1	フリガナ	生年月日	平・令	統柄
		氏名	個人番号		
	2	フリガナ	生年月日	平・令	統柄
		氏名	個人番号		
	3	フリガナ	生年月日	平・令	統柄
		氏名	個人番号		
種別	あなたが該当するときに、 ○をつけてください。		障害者・未成年者・寡婦・ひとり親		

事務所、事業所又は家屋敷について

- ◇ 住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、均等割を納付する義務があります。これは、事務所などを有していることにより、各種の行政サービスを受けていることから、そのための経費の一部を負担していただく趣旨に基づいています。
- ◇ 事務所及び事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものです。具体的には、医師、弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、諸業師などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所、司法事務所、教授所など、また、事業主が住宅以外に設ける店舗などをいいます。
- ◇ 家屋敷とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の区の場所に設けた独立性のある家宅をいいます。

申告について御不明の点がありましたら、封筒の表面に記載してあります担当にお問い合わせください。

本人確認	申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(□委任状 □その他)
番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード・通知カード <input type="checkbox"/> 市税端末・機構確認 □その他	
身元確認	<input type="checkbox"/> 1点で可の書類(個人番号カード、運転免許証等) □複数 提示書類(保険証等) □その他	

本人障害	未成年	寡婦	ひとり親	控配	特定	老人	内同老	その他	年少	受付

(切り取らないでください。)

年度分 市民税 申告書(事務所・事業所・家屋敷用) 受付書
県民税

様



提出期限は
月 日です。

別表第47号様式 (2) 中

「

設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納 税 地	事 業 内 容 等
設立の形態が2～4である場合の適格区分		適 格 ・ そ の 他	添付書類 1 定款等の写し 2 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (注) 税務署提出分への添付は不要。 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他 ()
事業開始 (見込み) 年月日	年 月 日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無		
申告期限の延長の処分 (承認) の有無 (開設の場合)	法人税 有・無	年 月 月の事業年度から 月間	
	事業税 有・無	年 月 月の事業年度から 月間	

設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		決 算 期
	連結親法人の納税地	〒 () 電話 ()	所轄税務署
	「完全支配関係を有することになった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人 年 月 日

を

「

設立の形態が2～4である場合の適格区分		適 格 ・ そ の 他	添付書類 1 定款等の写し 2 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) 3 その他 ()
事業開始 (見込み) 年月日	年 月 日		
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無		
申告期限の延長の処分 (承認) の有無 (開設の場合)	法人税 有・無	年 月 月の事業年度から 月間	
	事業税 有・無	年 月 月の事業年度から 月間	

に改める。

別表第47号様式(3)中

「

提出法人 (該当にレ点)	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人			
異動のあった連結子 (親) 法人又は連結子 (親) 法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)	(ふりがな)	-----	※ 税務署処理欄	整理番号
	法 人 名	-----		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	-----		決 算 期
	(ふりがな)	-----		業 種 番 号
	代 表 者 氏 名	-----		整 理 簿
代 表 者 住 所	-----	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査部	

を

「

提出法人 (該当にレ点)	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人
--------------	---

に改める。

別表第48号様式(2)中

「

種 別	支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額		
	内	千	円	千	円	千	円	内	千	円		

」

を

「

種 別	支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額		
	内	千	円	千	円	千	円	内	千	円		

」

に

「

(源泉・特別) 控除対象 配偶者	(フリガナ)	区 分	配偶者の 合計所得	円	国民年金保険 料等の金額	円	旧長期損害保 険料の金額	円
	氏名							
個人番号								

」

を

「

(源泉・特別) 控除対象 配偶者	(フリガナ)	区 分	配偶者の 合計所得	円	国民年金保険 料等の金額	円	旧長期損害保 険料の金額	円
	氏名							
個人番号								
					基礎控除の額		所得金額 調整控除額	

」

に

「

寡 婦		寡 夫	勤 労 学 生
一 般	特 別		

」

を

「

寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生

」

に

「

明	大	昭	平

」

を

「

元 号

」

に改める。

別表第48号様式の2(2)中

「

生年 月日	元 号 欄		
	年	月	日

」

を

「

生年 月日	元号	年	月	日

」

に、

「

所得税法第203条の3第1号適用分
所得税法第203条の3第2号適用分
所得税法第203条の3第3号適用分
所得税法第203条の3第4号適用分

」

を
「

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分
所得税法第203条の3第7号適用分

」

に、「38万円」を「48万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の規則第4条の3並びに第8条第1項第3号の規定並びに別表第2号様式、第40号様式(2)、第42号様式、第46号様式(1)から第46号様式(3)まで、第48号様式(2)及び第48号様式の2(2)は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第96号

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則（昭和49年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「に会員追加名簿を添えて市長に届け出て、その承認を得なければ」を「により市長に届け出なければ」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「勤労者福祉共済会員追加承認書（第9号様式）及び」を削り、同条第3項中「市長の承認」を「会員証の交付」に改める。

第8条第1項中「会員が」を削り、「一」を「いずれか」に、「した」を「する」に、「から10日以内」を「の属する月の翌月10日（その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）まで」に、「第8号様式」を「第8号様式の2」に改め、「会員資格喪失名簿及び」を削り、同項第1号中「死亡」を「会員が死亡」に改め、同項第2号中「条例第3条1項」を「事業主が、条例第3条1項」に、「一」を「いずれか」に、「したとき」を「した者の会員資格を喪失させようとするとき」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 事業主が、条例第3条第2項の規定により共済の対象とした者の会員資格を喪失させようとするとき。
第8条第2項後段及び第3項を削り、同条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同項を同条第2項とし、同条第5項中「、第3項の規定による届出のあった者は市長の承認のあった日に、それぞれ」を削り、同項を同条第3項とする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式

川崎市勤労者福祉共済加入申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号.....

所在地.....

電話番号.....

FAX番号.....

(フリガナ)

事業所名.....

(フリガナ)

事業主又は
代表者名.....

川崎市勤労者福祉共済に加入したいので、会員名簿を添えて申し込みます。

加入者番号※	<input type="text"/>					
加入希望年月日	年 月 1日		資本金の額又は 出資の総額	円		
総従業員数	人		公休日			
加入希望者数	人		事業所数	市内	事業所	・ 市外 事業所
事業内容						
業 種 〔 該当する記号 に○印を付け てください。 〕	D 建設業	E 製造業		K 不動産業、物品賃貸業		
	G 情報通信業	H 運輸業、郵便業		M 宿泊業、飲食サービス業		
	I 卸売業、小売業			N 生活関連サービス業、娯楽業		
				P 医療、福祉		
				Z その他 ()		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式

川崎市勤労者福祉共済加入承認書

所在地.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....様

年 月 日付けで申込みのあった川崎市勤労者福祉共済への加入について、
次のとおり承認します。

承認年月日 年 月 日

川崎市長 印

加入者番号						
加入年月日	年 月 1日			資本金の額又は 出資の総額	円	
総従業員数	人			公休日		
加入者数	人			事業所数	市内 事業所	・ 市外 事業所
業 種	D 建設業 E 製造業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業			K 不動産業、物品賃貸業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 P 医療、福祉 Z その他 ()		

第4号様式から第8号様式までを次のように改める。

第4号様式

川崎市勤労者福祉共済脱退申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

加入者番号

所在地.....

電話番号.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....

次の理由により、川崎市勤労者福祉共済から脱退したいので、別紙のとおり会員の3分の2以上の脱退同意書を添えて申し出ます。

理 由

.....
.....
.....
.....
.....

脱 退 コ ー ド ※

- 1 倒産・閉鎖
- 2 利用がない ()
- 3 事業縮小・合理化
- 4 自社実施
- 5 合併・移転
- 6 そ の 他 ()

注 ※欄は記入しないでください。

第5号様式

川崎市勤労者福祉共済脱退同意書

年 月 日

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....様

川崎市勤労者福祉共済から脱退することに同意します。

No.	会員番号 の下4桁	氏 名	No.	会員番号 の下4桁	氏 名
1			13		
2			14		
3			15		
4			16		
5			17		
6			18		
7			19		
8			20		
9			21		
10			22		
11			23		
12			24		

第6号様式

川崎市勤労者福祉共済脱退承認書

加入者番号

--	--	--	--	--	--

所在地.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....様

年 月 日付で申出のあった川崎市勤労者福祉共済の脱退を承認します。

承認年月日 年 月 日

川崎市長 印

第7号様式

川崎市勤労者福祉共済脱退通知書

年 月 日

加入者番号

--	--	--	--	--	--

所在地.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....様

川崎市長 印

川崎市勤労者福祉共済条例第8条第2項の規定により、川崎市勤労者福祉共済からの脱退を通知します。

つきましては、会員の会員証を直ちに返還してください。

脱退年月日 年 月 日

理 由

.....
.....
.....
.....

第8号様式

川崎市勤労者福祉共済会員追加届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

加入者番号

所在地.....

電話番号.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....

会員の追加について、次のとおり届け出ます。

追加会員名簿

フリガナ			生年月日	年	月	日
氏名			結婚年月日	年	月	日
郵便番号	-	電話番号		※コード		
住所						

フリガナ			生年月日	年	月	日
氏名			結婚年月日	年	月	日
郵便番号	-	電話番号		※コード		
住所						

フリガナ			生年月日	年	月	日
氏名			結婚年月日	年	月	日
郵便番号	-	電話番号		※コード		
住所						

フリガナ			生年月日	年	月	日
氏名			結婚年月日	年	月	日
郵便番号	-	電話番号		※コード		
住所						

フリガナ			生年月日	年	月	日
氏名			結婚年月日	年	月	日
郵便番号	-	電話番号		※コード		
住所						

注 太線枠内に追加する会員情報を記入してください。5名を超える場合は、本様式を追加して記入してください。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2

川崎市勤労者福祉共済会員資格喪失届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

加入者番号

所在地.....

電話番号.....

事業所名.....

事業主又は

代表者名.....

会員の資格喪失について、次のとおり届け出ます。

会員資格喪失者名簿

会員番号 の下4桁	会員氏名	理由 (該当番号に○印)	事由発生日	会員証返却 (該当項目にレ点)
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失
		1. 退職 2. 死亡 3. 異動 4. その他	年 月 日	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 紛失

注1 会員資格喪失届は、事由発生日の属する月ごとに作成し、会員資格喪失者の会員証を添えて届け出てください。なお、会員証を紛失した場合は、別途、会員証紛失届を提出してください。

注2 10名を超える場合は、本様式を追加して記入してください。

第9号様式から第12号様式までを次のように改める。

第9号様式

川崎市勤労者福祉共済会員資格喪失承認書

加入者番号

--	--	--	--	--	--

所在地.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....様

年 月 日付けで届出のあった会員資格喪失について、次のとおり承認します。

川崎市長 印

1 承認年月日 年 月 日

2 資格喪失会員数.....人

第10号様式

川崎市勤労者福祉共済届出事項変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

加入者番号

所在地.....

電話番号.....

事業所名.....

事業主又は
代表者名.....

次の事項につき変更がありましたので届け出ます。

変 更 事 項

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 事業所名 | 6 会員氏名 |
| 2 所在地 | 7 会員住所 |
| 3 事業所電話番号 | 8 会員電話番号 |
| 4 事業所FAX番号 | 9 会員結婚年月日 |
| 5 事業主又は代表者名 | 10 その他 |

変更事項 の番号	会員番号 の下4桁	変 更 前	変 更 後

注1 変更のあった事項のみ記入してください。

注2 会員に関する事項の変更の場合には、必ず会員番号の下4桁を記入してください。

注3 掛金振替口座及び給付金振替口座の変更は、この用紙ではできません。共済まで御連絡ください。

第11号様式

川崎市勤労者福祉共済給付金請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(請求者) 会員番号 _____

住 所 _____

電話番号 _____

会員氏名 _____

(遺族氏名 _____)

次のとおり、給付金を請求します。

給付金の種類及び給付事由対象者等 (該当数字に○印)

- 1 成人祝金 (本人)
- 2 結婚祝金 (本人) 配偶者氏名 _____
- 3 出産祝金 (本人・配偶者) 出生児氏名 _____
- 4 入学祝金 (本人の子) (1) 小学校 入学者氏名 _____
(2) 中学校 入学者氏名 _____
- 5 傷病見舞金 (本人) 欠勤期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
(1) 8日以上30日未満
(2) 30日以上90日未満
(3) 90日以上
- 6 弔慰金 (本人・家族) (1) 本人の場合、受取遺族の続柄 _____ 氏名 _____
(2) 家族の場合、本人との続柄 _____ 氏名 _____
- 7 災害見舞金 (本人) (1) 全焼、全壊又は流出
(2) 半焼又は半壊

給付事由発生日	年 月 日					※コード
請求金額	十万	万	千	百	十	

委任状

(受任者) 所在地 _____

事業所名 _____

事業主又は
代表者名 _____

上記の者を代理人と定め、当該給付金の受領に関する権限を委任します。

(宛先) 川崎市長

年 月 日

(委任者) 住 所 _____

会員氏名 _____

(遺族氏名 _____)

- 注1 給付金の種類は該当する番号を○で囲み、請求1件につき、請求書1枚を作成してください。
- 注2 請求に必要な証明書類を添付してください。
- 注3 金額欄は算用数字ではっきり記入してください。金額の訂正はできません。
- 注4 給付事由発生日から1年以内に請求してください。
- 注5 ※印欄は、記入しないでください。

第12号様式

川崎市勤労者福祉共済給付金（永年勤続報奨金）請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

次のとおり、給付金を請求します。

なお、次の者を代理人と定め、給付金の受領に関する権限を委任します。

(受任者) 所在地 _____

事業所名 _____

事業主又は
代表者名 _____

会員番号	会員氏名（請求・委任者）	会員の期間	請求金額
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
		年	円
給付事由発生日	年 月 日	合 計	円

注 給付事由発生日から1年以内に請求してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第97号

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年川崎市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式

押 印 欄

所 得 再 認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

川崎市.....区.....

.....住宅.....号

使用者氏名.....印

電 話 番 号.....

年 月 日付け第 号による使用者負担額決定通知書に定める使用者負担額について、川崎市特定公共賃貸住宅条例第15条第4項の規定に基づき、次のとおり再認定を申請します。

使用者及び同居親族の氏名	続柄	年間所得金額	申 請 の 事 由																	
			退職	転出	死亡	親族の増加	諸 控 除 該 当 欄													
							特定扶養	老人扶養	遠隔地扶養	普通障害者	特別障害者	ひとり親	寡婦							
	本人																			

特記事項

- (注) 1 申請の事由該当欄に○を記入してください。
 2 所得が変動したことを証明するに足りる書類を添付してください。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

告 示

川崎市告示第671号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月16日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市男女共同参画センター 川崎市高津区溝口2丁目20番1号
指定管理者	(所在地) 東京都世田谷区太子堂1丁目6番2号3階 (名称) 社会福祉法人共生会 SHOWA (代表者名) 理事長 坂東 眞理子
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第672号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和2年11月24日招集の令和2年第6回川崎市議会定例会において、令和2年12月11日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和2年12月16日

川崎市長 福田紀彦

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528,977千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ993,244,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 309,213,454	千円 319,022	千円 309,532,476
	1 国 庫 負 担 金	117,053,131	182,699	117,235,830
	2 国 庫 補 助 金	191,655,026	136,323	191,791,349
18 県 支 出 金		38,435,381	436,389	38,871,770
	2 県 補 助 金	9,604,341	483,977	10,088,318
	3 委 託 金	3,846,180	△47,588	3,798,592
21 繰 入 金		75,937,112	966,733	76,903,845
	1 基 金 繰 入 金	73,138,878	966,733	74,105,611
23 諸 収 入		50,809,330	263,833	51,073,163
	6 雑 入	10,906,660	263,833	11,170,493
24 市 債		73,229,000	△457,000	72,772,000
	1 市 債	73,229,000	△457,000	72,772,000
歳 入 合 計		991,715,928	1,528,977	993,244,905

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 55,767,129	千円 △65,900	千円 55,701,229
	1 職 員 管 理 費	32,012,915	△4,788	32,008,127
	2 総 務 管 理 費	11,081,061	△61,112	11,019,949
4 こ ど も 未 来 費		130,724,843	164,205	130,889,048
	2 こ ど も 支 援 費	80,676,592	164,205	80,840,797
5 健 康 福 祉 費		314,619,453	1,227,739	315,847,192
	1 健 康 福 祉 費	164,075,192	128,389	164,203,581
	4 老 人 福 祉 費	18,857,253	△11,862	18,845,391
	7 公 衆 衛 生 費	14,303,547	1,111,212	15,414,759
9 港 湾 費		10,342,782	300,833	10,643,615
	1 港 湾 管 理 費	3,523,557	300,833	3,824,390
10 ま ち づ くり 費		24,491,357	△74,694	24,416,663
	2 計 画 費	687,128	△74,694	612,434
13 教 育 費		111,958,242	△23,206	111,935,036
	1 教 育 総 務 費	36,221,444	42,432	36,263,876
	2 小 学 校 費	27,827,103	67,583	27,894,686
	3 中 学 校 費	13,892,599	37,192	13,929,791
	4 高 等 学 校 費	3,683,298	14,111	3,697,409
	5 特 別 支 援 教 育 費	2,710,295	4,567	2,714,862
	8 教 育 施 設 整 備 費	18,443,526	△189,091	18,254,435
歳 出 合 計		991,715,928	1,528,977	993,244,905

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	
13	教育費	8 教育施設整備費	義務教育施設整備事業	千円 1,103,848	千円 312,696	千円 1,416,544

繰越明許費総合計					7,379,902
----------	--	--	--	--	-----------

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
新本庁舎整備事業費(その4)	令和2年度から 令和4年度まで	千円 2,500,000

2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
令和2年度公共施設管理運営事業費	令和2年度から 令和11年度まで	千円 13,351,593	令和2年度から 令和11年度まで	千円 15,672,258
令和2年度家屋等リース経費	令和2年度から 令和7年度まで	810,827	令和2年度から 令和8年度まで	1,775,827

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
義務教育施設整備事業	千円 12,811,000	千円 △457,000	千円 12,354,000
地方債総合計	73,229,000	△457,000	72,772,000

令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次の定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和2年11月24日提出
川崎市長 福田 紀彦

第1表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
国民健康保険システム改修業務委託経費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 82,219

川崎市告示第673号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

別表13荷さばき地の表中

名称	利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級荷さばき地	一般利用	川崎区東扇島92番地 平方メートル 16,880
		専用利用	〃 51,193
	2級荷さばき地	専用利用	〃 24,368

を
「

名 称	利用区分	位 置	面 積
川崎 コンテナ	1級 荷さばき 地	専用利用 川崎区 東扇島 92番地	平方メートル 54,745
	2級 荷さばき 地	専用利用 "	24,368

」

に改める。

川崎市告示第674号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長
が別に定める場所の指定解除について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市
条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防
止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定した市
長が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）
を解除しますので、次のとおり告示します。

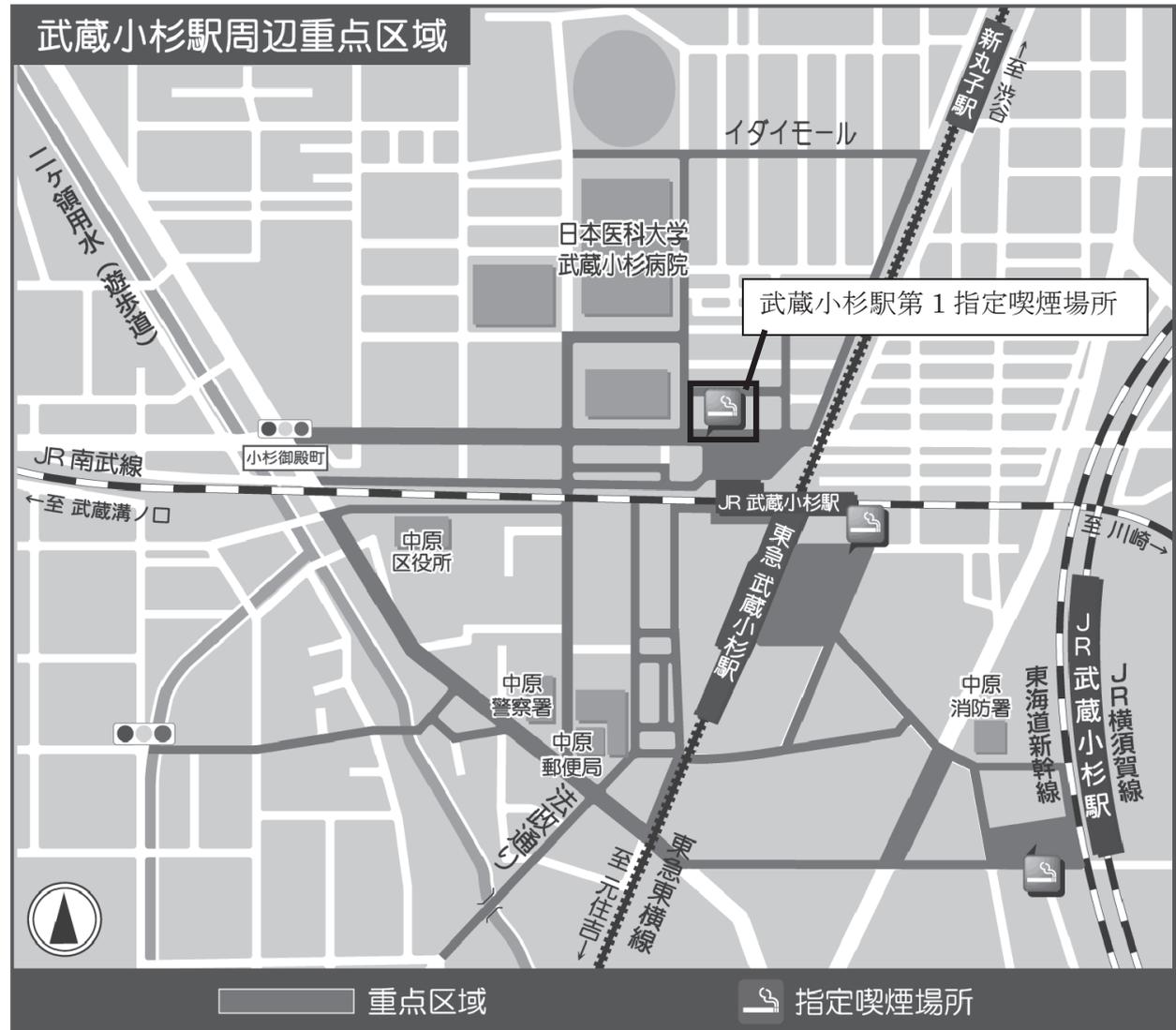
令和2年12月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

指定の効力が生ずる日

指定解除の効力 が生ずる日	重点区域 の名称	指定喫煙場所の 名称及び場所	位置
令和2年 12月18日	武蔵小杉駅 周辺	武蔵小杉駅第1指定 喫煙場所 中原区小杉町1丁目 403番の一部	別図の とおり

別図



川崎市告示第675号

川崎市路上喫煙防止重点区域における市長が別に定める場所の指定について

川崎市路上喫煙の防止に関する条例（平成17年川崎市条例第95号）第8条ただし書の規定に基づき路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）における市長が別に定める場所（以下「指定喫煙場所」という。）を指定したので、次のとおり告示します。

令和2年12月17日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力が生ずる日 令和2年12月18日

重点区域の名称	指定喫煙場所の名称及び場所	位置	範囲
武蔵小杉駅周辺	武蔵小杉駅第1指定喫煙場所 中原区小杉町1丁目403番の一部	別図のとおり	市が設置した喫煙設備内

別図



川崎市告示第676号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により、都市計画マスタープラン高津区構想及び宮前区構想を改定しましたので、次のとおり告示、この図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 図書の種類及び名称
 - ・川崎市都市計画マスタープラン高津区構想
 - ・川崎市都市計画マスタープラン宮前区構想
- 2 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第677号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	22,890
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	166,039
	専用利用	川崎区千鳥町	251,987
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

」

を

「

名称	利用区分	位置	面積
2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	22,890
		川崎区東扇島(92番地を除く。)	163,767
	専用利用	川崎区千鳥町	251,987
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
		川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483

」

に改める。

別表18事務所附帯施設の表中

「

名称	位置	構造	面積
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	9,187

」

を

「

名称	位置	構造	面積
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	9,187
	川崎区東扇島	アスコン舗装	2,273

」

に改める。

川崎市告示第678号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第679号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第680号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第681号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第685号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎港コンテナターミナル関連施設の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市港湾施設条例第2条の2第3項の規定により告示します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	(港湾施設の名称) 港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）に掲げる、護岸、荷さばき地、ふ頭用地（工事のための一時作業所又は工事用材料置場、港湾貨物の一時置場、事務所及びその附帯施設に限る）、事務所、事務所附帯施設、港湾厚生施設、駐車施設、軌道走行式荷役機械及び電気施設 (港湾施設の所在地) 川崎市川崎区東扇島82番地の一部、83番地1の一部、84番地の一部、85番地の一部及び92番地（川崎港コンテナターミナル）
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区千鳥町7番1号 (名称) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 (代表者名) 諸岡正道
指定期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第686号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	児玉 文雄	こだま診療所	川崎市中原区丸子通1-403-10 ケアハウスこだまビル2F
変更後			川崎市中原区下沼部1886 セントラルハイツI101
変更前	鈴木 忠	たまふれあいクリニック	川崎市多摩区枳形2-24-6 エスペランザ枳形101号室
変更後			川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2F

川崎市告示第687号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
49	西野川第1号線	宮前区西野川2丁目1253番3先		
		宮前区西野川2丁目1259番124先		
50	野川本町第3号線	宮前区野川本町1丁目291番32先		
		宮前区野川本町1丁目291番28先		
51	菅稲田堤第100号線	多摩区菅稲田堤2丁目3068番25先		
		多摩区菅稲田堤2丁目2109番12先		
52	菅北浦第128号線	多摩区菅北浦2丁目4494番3先		
		多摩区菅北浦2丁目4494番16先		
53	中野島第218号線	多摩区中野島4丁目1478番4先		
		多摩区中野島4丁目1478番7先		
54	細山第295号線	麻生区細山1丁目202番29先		
		麻生区細山1丁目202番34先		

川崎市告示第688号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月21日から令和3年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
		終 点				
49	西野川第1号線	宮前区西野川2丁目1253番3先		6.00	64.40	
		宮前区西野川2丁目1259番124先				
50	野川本町第3号線	宮前区野川本町1丁目291番32先		4.50	27.56	
		宮前区野川本町1丁目291番28先				
51	菅稲田堤第100号線	多摩区菅稲田堤2丁目3068番25先		4.50 ～ 5.70	54.65	
		多摩区菅稲田堤2丁目2109番12先				
52	菅北浦第128号線	多摩区菅北浦2丁目4494番3先		4.50 ～ 6.00	60.24	
		多摩区菅北浦2丁目4494番16先				
53	中野島第218号線	多摩区中野島4丁目1478番4先		6.00	23.65	
		多摩区中野島4丁目1478番7先				

54	細山第295号線	麻生区細山1丁目202番29先	4.50	28.50	
		麻生区細山1丁目202番34先			

川崎市告示第689号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和2年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月21日から令和3年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
49	西野川第1号線	宮前区西野川2丁目1253番3先		
		宮前区西野川2丁目1259番124先		
50	野川本町第3号線	宮前区野川本町1丁目291番32先		
		宮前区野川本町1丁目291番28先		
51	菅稲田堤第100号線	多摩区菅稲田堤2丁目3068番25先		
		多摩区菅稲田堤2丁目2109番12先		
52	菅北浦第128号線	多摩区菅北浦2丁目4494番3先		
		多摩区菅北浦2丁目4494番16先		
53	中野島第218号線	多摩区中野島4丁目1478番4先		
		多摩区中野島4丁目1478番7先		
54	細山第295号線	麻生区細山1丁目202番29先		
		麻生区細山1丁目202番34先		

川崎市告示第690号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
55	下作延第82号線	高津区下作延2丁目498番3先		
		高津区下作延2丁目501番1先		

川崎市告示第691号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月21日から令和3年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中幸町第18号線	川崎市幸区中幸町3丁目27番3先 ----- 川崎市幸区中幸町3丁目26番39先	3.64	39.10	
新	中幸町第18号線	川崎市幸区中幸町3丁目27番7先 ----- 川崎市幸区中幸町3丁目26番40先	3.82 ～ 4.00	39.10	

川崎市告示第692号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月21日から令和3年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中幸町第18号線	川崎市幸区中幸町3丁目27番7先 ----- 川崎市幸区中幸町3丁目26番40先	

川崎市告示第693号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月21日から令和3年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中原第7号線	川崎市中原区木月大町53番1先 ----- 川崎市中原区木月大町52番3先	12.00	144.94	
新	中原第7号線	川崎市中原区木月大町53番1先 ----- 川崎市中原区木月大町52番3先	12.00 ～ 13.01	144.94	隅きりを含む

川崎市告示第694号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月21日から令和3年1月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中原第7号線	川崎市中原区木月大町53番1先 ----- 川崎市中原区木月大町52番3先	隅きりを含む

川崎市告示第695号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する区域
平成25年川崎市告示第598号及び平成29年川崎市告示第105号により指定した区域（川崎市中原区上小田中4丁目1015番1、1344番8の一部）の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
六価クロム化合物、シアン化合物、シスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化

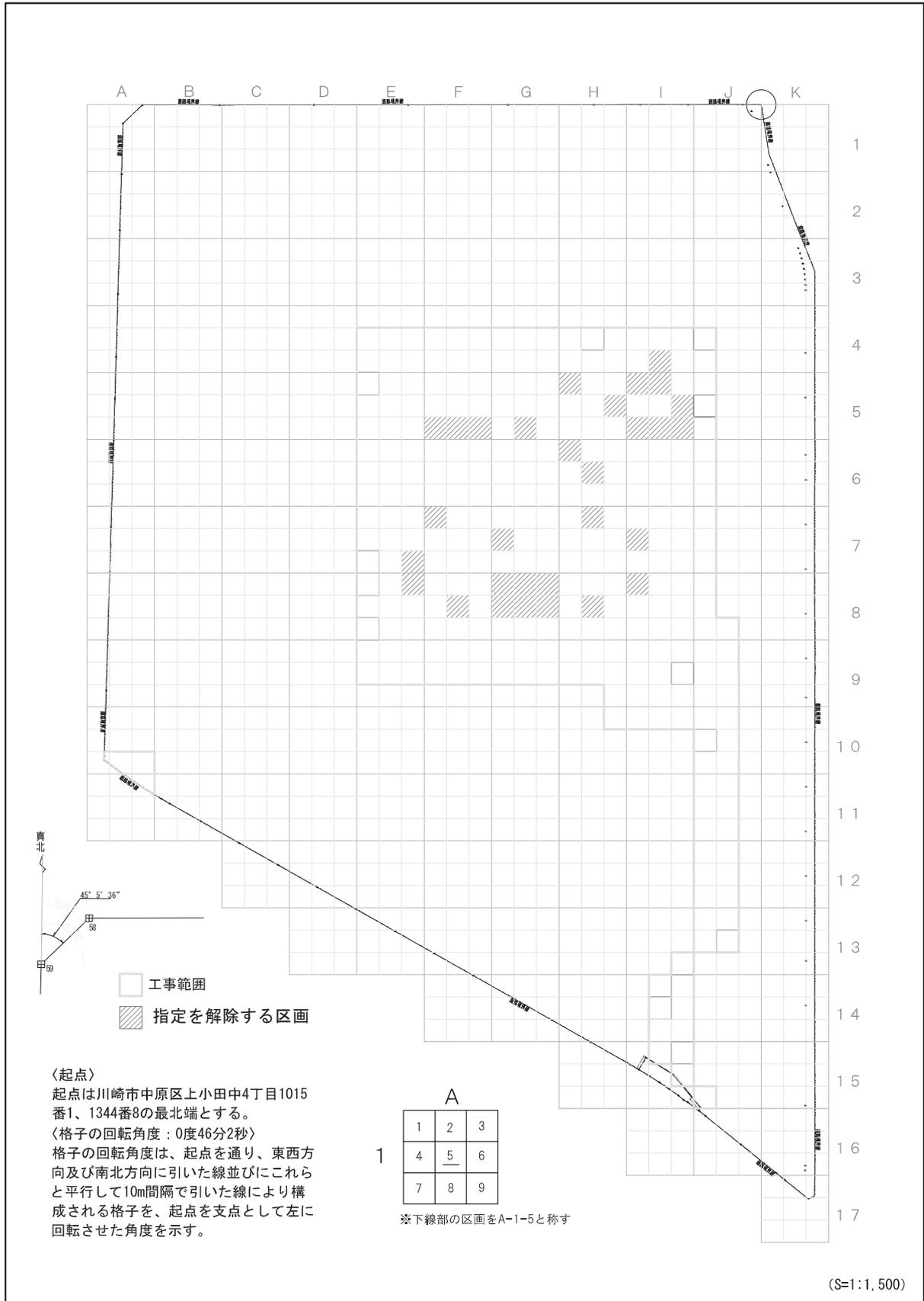
合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン

- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

- 4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去及び追完調査の実施



別図 指定を解除する区画

川崎市告示第696号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年12月22日から令和3年1月11日まで一般の縦覧に供します。

令和2年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第513号線	川崎市宮前区西野川2丁目1259番26先 川崎市宮前区西野川2丁目1260番1先	1.82	36.61	
新	野川第513号線	川崎市宮前区西野川2丁目1259番26先 川崎市宮前区西野川2丁目1260番1先	1.82	20.98	

川崎市告示第697号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和2年12月23日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第698号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例(平成22年川崎市条例第31号)第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設 の名称及び所在地	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム 川崎市多摩区長尾2丁目8番1号
指定管理者	(所在地) 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 (名称) 株式会社藤子ミュージアム (代表者名) 代表取締役 伊藤 善章
指定期間	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで

川崎市告示第699号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市中部リハビリテーションセンター井田地域生活支援センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和46年川崎市条例第10号)第47条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設 の名称及び所在地	川崎市中部リハビリテーションセンター 井田地域生活支援センター 川崎市中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区池上新町3丁目1番8号 (名称) 社会福祉法人 川崎聖風福祉会 (代表者) 理事長 野神 昭雄
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第700号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、柿生学園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第6条の3の2第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	柿生学園 川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第701号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、中央療育センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第11条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	中央療育センター 川崎市中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	(所在地) 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 金草沢1749番地 (名称) 社会福祉法人 同愛会 (代表者) 理事長 高山 和彦
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第702号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市中部リハビリテーションセンター井田障害者センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第31条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市中部リハビリテーションセンター 井田障害者センター 川崎市中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第703号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市中部リハビリテーションセンター井田日中活動センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第38条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市中部リハビリテーションセンター 井田日中活動センター 川崎市中原区井田3丁目16番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第704号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市聴覚障害者情報文化センター条例（平成11年川崎市条例第39号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市聴覚障害者情報文化センター 川崎市中原区井田三舞町14番16号
指定管理者	(所在地) 神奈川県藤沢市藤沢933番地の2 (名称) 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 (代表者名) 理事長 渡邊 千城
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第705号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市三田福祉ホームの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例第19条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市三田福祉ホーム 川崎市多摩区三田2丁目3256番地
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区上平間1564番地12 (名称) 社会福祉法人ともかわさき (代表者名) 理事長 桑原 賢治
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第706号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市南部身体障害者福祉会館・ふじみ園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項及び川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第7条の3第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市南部身体障害者福祉会館・ふじみ園 川崎市川崎区大島1丁目8番6号
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第707号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市北部身体障害者福祉会館・川崎市わーくす高津の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項及び川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市北部身体障害者福祉会館・川崎市わーくす高津 川崎市高津区溝口1丁目18番16号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区西加瀬10番3号 (名称) 社会福祉法人 育桜福祉会 (代表者名) 理事長 星 栄
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第708号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市中部身体障害者福祉会館 川崎市中原区小杉御殿町2丁目114番地1
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区大島1丁目8番6号 (名称) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 (代表者名) 理事長 中込 義昌
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第709号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館 川崎市多摩区中野島6丁目13番5号
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区久地3丁目13番1号 (名称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 成田 哲夫
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第710号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市恵楽園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市特別養護老人ホーム及

び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称、所在地及び指定管理者
（名称） 川崎市恵楽園
（所在地） 川崎市高津区下作延2丁目26番1号
（指定管理者） 社会福祉法人川崎聖風福祉会
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

川崎市告示第711号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
星岡 賢英	ほしおか内科・消化器内科 クリニック	川崎市中原区井田 三舞町3-5

川崎市告示第712号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	佐治 正勝	佐治医院	川崎市宮前区野川2238-7
変更後			川崎市宮前区南野川3-6-2

川崎市告示第713号

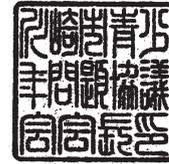
川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 川崎市青少年問題協議会会長之印

- (1) 使用開始日 令和2年12月25日
- (2) 専用公印 ひな形番号 48の4
- (3) 書体 てん書
- (4) 寸法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 こども未来局青少年支援室
1個
- (6) 印影



川崎市告示第714号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 川崎市子どもの権利委員会委員長の印
 - (1) 保管場所及び個数
こども未来局青少年支援室 1個
 - (2) 廃止年月日
令和2年12月25日

川崎市告示第715号

川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地：川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎
名称：公益財団法人 川崎市文化財団
- 2 委託する事務の種類
川崎市市民文化局刊行物の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
令和3年1月5日から令和3年1月31日まで

川崎市告示第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市国際交流センター条例（平成6年川崎市条例第3号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市国際交流センター 川崎市中原区木月祇園町2番2号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区木月祇園町2番2号 (名称) 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同事業体 (代表者名) 公益財団法人川崎市国際交流協会 会長 平尾 光司
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第717号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	11件
イ 上下水道事業管理者	1件
ウ 教育委員会	2件

(2) 外部提供

ア 市長	21件
イ 上下水道事業管理者	2件
ウ 病院事業管理者	1件
エ 消防長	6件
オ 教育委員会	2件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第718号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例(昭和60年川崎市条例第21号)第4条第3項及び川崎市武道館条例(昭和51年川崎市条例第77号)第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市幸スポーツセンター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番3号 川崎市石川記念武道館 川崎市幸区下平間357番地
指定管理者	(所在地) 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号 (名称) シンコースポーツ株式会社 (代表者名) 代表取締役 石崎 健太
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第719号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市高津スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例(昭和60年川崎市条例第21号)第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市高津スポーツセンター 川崎市高津区二子3丁目15番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市高津区二子5丁目14番31号 (名称) 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF (代表者名) 理事長 平口 和宏
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第720号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例(昭和60年川崎市条例第21号)第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市宮前スポーツセンター 川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
指定管理者	(所在地) 東京都江東区大島1丁目9番8号 (名称) フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体 (代表者名) 株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役 福士 昌
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第721号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市多摩スポーツセンター 川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号
指定管理者	(所在地) 東京都品川区東品川四丁目10番1号 (名称) たまスポーツマネジメント共同事業体 (代表者名) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 有坂 順一
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第722号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第3項の規定により告示します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮前市民館大ホール天井改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	履行期限	契約の日から令和3年7月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評価値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

ツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市麻生スポーツセンター 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
指定管理者	(所在地) 東京都品川区東品川四丁目10番1号 (名称) あさおスポーツマネジメント共同事業体 (代表者名) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 有坂 順一
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

公 告

川崎市公告第1020号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月16日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格	<p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年1月22日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎市新本庁舎復元棟新築工事
	履行場所	川崎市川崎区宮本町1番地 ほか
	履行期限	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 入札期日において、令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(エ) 入札期日において、令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(オ) 入札期日において、令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(カ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(キ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(ク) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>(ウ) 次の(a)から(d)のすべての条件を満たす1棟からなる建築物の新築、改築又は増築工事の完工実績を平成17年4月1日以降に有すること。</p>	

<p>参 加 資 格</p>	<p>(a) 延床面積1,900㎡以上であること。 (増築の場合は当該増築部分の延床面積が1,900㎡以上であること。)</p> <p>(b) 建築基準法施行令第2条第1項第8号で定める地上の階数が3以上であること。 (増築の場合は当該増築部分の階数が3以上であること。)</p> <p>(c) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。</p> <p>(d) 元請としての実績であること。 (共同企業体により施工した場合は、代表者であること。)</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件 (ア) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (イ) 主任技術者(業種「建築」)を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件 上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和3年2月19日17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>(4) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(令和3年6月ころ)で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

川崎市公告第1021号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年12月17日

川崎市長 福田 紀彦

<p>築 造 主 住所・氏名</p>	<p>横浜市中区万代町3-5-8 株式会社 ジーレックス 代表取締役 原 雄二</p>
<p>道路位置の 地名・地番</p>	<p>川崎市多摩区菅馬場一丁目3965番2、 3966番1、3982番10、 無地番地の一部及び水路の一部 別図省略</p>

幅 員	4.50メートル	延 長	25.76メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第216号		指 定 年月日	令和2年 12月17日

川崎市公告第1022号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 警防活動用消耗品（空気呼吸器用面体）
	履 行 場 所 消防局総務部施設整備課
	履 行 期 限 令和3年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「安全保護具」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) この購入（製造）物品について、平成22年4月1日以降に、類似の契約実績があること。 または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和2年1月29日11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第1023号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年12月18日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主	川崎市麻生区上麻生四丁目21番14-406号		
住所・氏名	鈴木 誠一		
道路位置の 地名・地番	川崎市幸区塚越二丁目278番2の一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	23.12メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第607号		廃 止 年月日	令和2年 12月18日

川崎市公告第1024号

(仮称)小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所新設計画に係る自主的環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に準じて、標記事業に係る自主的環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和2年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

(仮称)小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所新設計画に係る自主的環境影響評価審査書

令和2年12月

川 崎 市

目 次

はじめに

1 事業の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 植物

ウ 動物

エ 緑(緑の質、緑の量)

オ 騒音・振動

カ 景観

キ 日照障害

ク テレビ受信障害

ケ 地域交通(交通混雑、交通安全)

コ 安全

(3) 環境配慮項目に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

はじめに

(仮称)小田急バス株式会社 新百合ヶ丘営業所新設計画(以下「事業」という。)は、小田急バス株式会社(以下「事業者」という。)が、麻生区王禅寺西4丁目14-5他の約2.1haの区域において、既存の登戸営業所や町田営業所の機能を一部移転し、バス営業所として、地上3階(地下1階)建ての事務所棟及びバス駐車場を新設するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和2年6月19日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した自主的環境影響評価見解書(以下「見解

書」という。)の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本自主的環境影響評価審査書(以下「審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

(1) 事業者

名 称：小田急バス株式会社

代表者：取締役社長 早川 弘之

住 所：東京都調布市仙川町二丁目19番地5

(2) 事業の名称及び種類

名 称：(仮称)小田急バス株式会社

新百合ヶ丘営業所新設計画

種 類：川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

(3) 事業を実施する区域

位 置：麻生区王禅寺西4丁目14-5他

区域面積：駐車場エリア約19,480㎡、

事務所棟エリア約1,060㎡

用途地域：第一種低層住居専用地域、

第一種住居地域

(4) 計画の概要

ア 目的

バス営業所の新設

イ 土地利用計画等

土地利用区分		計画地1 (駐車場エリア)		計画地2 (事務所棟エリア)	
		面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
駐車場	バス駐車場	約 6,260	約 32.1	—	—
	乗用車駐車場	約 150	約 0.8	約 34	約 3.2
緑化地等	保全部分	約 4,850	約 24.9	—	—
	新設部分 (地上)	約 350*	約 1.8	約 72	約 6.8
進入通路、車路、空地等 (給油所、洗車機、点検ピット含む)		約 7,870	約 40.4	約 414	約 39.1
事務所棟		—	—	約 540	約 50.9
合 計		約 19,480	100.0	約 1,060	100.0
緑被率		約 24.1%			

注) 今後、関係機関との協議・調整に応じて変更となる可能性がある。

※自主緑化地を含む。

ウ 建築計画 (計画地2:事務所棟エリア)

区 分	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構 造	階 数	最高高さ (m)
事務所棟	約 540	約 1,730	鉄骨造	地上3階 地下1階	約 15.3
敷地面積	約 1,060 ㎡				
駐車場等台数	駐車場: 小型車3台 (来客者用)				
主要施設	事務所				

エ 設備計画 (計画地1:駐車場エリア)

施設名	作業内容	主要設備	備 考
洗車機	バスの車体洗浄	・ 門型洗車機 × 1台	車体の汚れに応じて 適宜洗車を行う。 (約 20 台/日、使用 水量約 8 ㎡/日)
給油所	バスの給油作業	・ 給油機 × 1台 ・ 計量器 × 1台 ・ 地下タンク (軽油: 約 40kL) × 2基	燃料消費に応じて適宜 給油を行う。

オ 施設運営計画

区 分	平 日 (台/日)	休 日 (台/日)
大型車 (バス)	358	268
小型車 (通勤・送迎車両)	150	150
取引業者車両	週 2~3 回程度	

大型車 (バス): 規定のバスルートを巡回するバス及び車両点検のため計画地1と2を往復するバス

小型車 (通勤・送迎車両): バス運転士の通勤用または交代時の送迎用に使用する小型自動車

取引業者車両: 給油用タンクローリー等

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、バス営業所を新設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 植物

計画地は、白山北緑地と隣接していることから、保全するコナラ群落等の適正な管理及び育成に努めるとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 動物

計画地及びその周辺で、注目される動物種が確認されていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、計画地内の樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

オ 騒音・振動

(ア) 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが環境保全目標を超えると予測している地点があること、駐車場の利用に伴う等価騒音レベルの最大値が西側敷地境界付近において環境保全目標を超えると予測していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

カ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

キ 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ク テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両の出入口付近において児童・生徒の通学等に対する交通安全の影響が懸念されていること、市道白山1号線において車両の滞留が確認されていることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先し、交通混雑に配慮した運行管理に努めるとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

コ 安全

計画地が住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図ること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
令和2年6月19日 自主的環境影響評価実施申出書の受理及び

準備書の受領

6月26日	準備書公告、縦覧開始
8月11日	準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 18名、18通
11月12日	見解書の受領
11月19日	見解書公告、縦覧開始
12月3日	見解書縦覧終了

12月21日 審査書公告、事業者宛て送付

川崎市公告第1025号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月22日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3～5年度川崎市立小倉小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小倉小学校

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和2年12月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1

日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～5年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000123091.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年12月22日(火)から25日(金)、28日(月)、及び令和3年1月4日(月)、5日(火)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。なお、書留郵便による場合は、令和3年1月5日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年1月13日(水)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年1月13日(水)～令和3年1月18日(月)

(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和3年1月22日(金)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月28日(木) 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3

教育文化会館 3階 第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作

業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の決議を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1026号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月22日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3～5年度川崎市立南野川小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立南野川小学校
- (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の洗浄保管、使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
ア 令和2年12月1日現在、本市の小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和2年12月1日現在において不履行のないこと。
イ 平成29、30、令和元年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立小学校、公立中学校又は公立特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和2年度の受託実績が3校以上あつて令和2年12月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県又は東京都内の小学校、特別支援学校又は中学校の営業担当部署において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公立機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～5年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(アドレス<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000123091.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、太田担当
電話：044-200-3299・3894(直通)
FAX：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和2年12月22日(火)から25日(金)、28日(月)、及び令和3年1月4日(月)、5日(火)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

とします。なお、書留郵便による場合は、令和3年1月5日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年1月13日(水)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、太田担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-2853

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年1月13日(水)～令和3年1月18日(月)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和3年1月22日(金)午後5時までに、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年1月28日(木) 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3

教育文化会館 3階 第4、第5会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第

33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否
必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)
本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の決議を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1027号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和2年12月22日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	都市計画道路柿生町田線 (柿生駅南口工区)
指定区間の地名・地番	麻生区上麻生6丁目477-5、4055の各一部、476-9、477-4、477-6 別図省略
幅員・延長	4.0～9.4m × 13.8m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指 第510号 令和2年12月22日

川崎市公告第1028号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月22日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
久末障害者通所施設冷暖房設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市高津区久末453番地
- (3) 履行期間
契約日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要

久末障害者通所施設に設置されている空冷ヒートポンプマルチエアコン(室外機2台、室内機15台)、外調機(室外機2台、室内機2台)、ルームエアコン1組の更新、旧システムの未使用室外機1台撤去、及び、試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する

る法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事实績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒213-0013 川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局総務部施設課
電 話 044-200-2413（直通）
F A X 044-200-3926
E-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年12月22日（火）から令和2年12月28日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年1月5日（火） 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年1月5日（火）から令和3年1月8日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 40sisetu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3926

(5) 回答方法

令和3年1月13日（水）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応として、入札・落札について、密室での実施は取りやめ、書面で実施することとします。入札書は開札日前日までの持参とし、開札については、事前に持参いただいた入札書をもとに市職員のみで実施し、開札結果はメールで通知することとします。詳しくは「8 入札の手続等」を御確認下さい。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

エ 入札書の受付期間は、令和3年1月13日（水）から令和3年1月15日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までにとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

オ 提出場所は3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じとします。

カ 入札書の提出方法は、持参とします。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和3年1月18日（月）午前10時

イ 開札場所

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局総務部施設課

※開札は市職員のみで実施するため、集合いただく必要はありません。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 開札結果の通知

開札結果は、令和3年1月18日（月）中に、一般競争入札参加資格確認申請書に記載されたメールアドレス宛に送付します。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入力するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1029号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年12月22日

川崎市長 福田紀彦

築造主	山梨県北杜市大泉町西井出3545番地		
住所・氏名	清水 芙美子		
道路位置の地名・地番	川崎市川崎区浅田四丁目8番10、8番20の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	6.91メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第608号		廃止年月日	令和2年12月22日

川崎市公告第1030号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月23日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場量水器交換工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年1月27日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1031号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市幸区小倉四丁目816-12
ほか5筆の一部
644平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市保土ヶ谷区天王町1-20-6
有限会社スタートル
代表取締役 桐生 貴久
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和2年10月5日

川崎市指令 ま宅審(イ)第72号

川崎市公告第1032号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区中野島5丁目2095番
の一部 ほか3筆の一部
1,415平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：14戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年8月27日

川崎市指令 ま宅審(イ)第51号

川崎市公告第1033号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター空調設備点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和3年3月19日(金)まで

(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている空調設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

また、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称、フロン排出抑制法)及び「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)」に基づき、第一種特定製品の定期点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空調設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 空調設備点検整備に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者

(7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出する

こと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)、(7)の書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 磯崎

電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月6日(水)9時から17時まで

(12月29日(火)～12月31日(木)、土、日曜、祝日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(6)の資格証の写し

エ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年1月12日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和3年1月12日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年1月12日(火)から令和3年1月15日(金)9時から17時まで(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和3年1月18日(月)

全社へ文書(電子メールまたはF A X)にて送付
します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加
資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載
をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年1月22日(金)16時
00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効としま
す。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をも
って有効な入札を行った者を
落札者とします。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競
争入札参加者心得等は、入札
情報かわさきの「契約関係規
定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1034号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター減速機点検整備業務
委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置さ
れている減速機の機能を正常に維持す
るために必要な点検整備を実施するも
のである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委
託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電
気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、
同種の減速機点検整備業務の契約実績を有するこ
と。ただし民間実績については、同等の契約実績を
有すること。

(6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託
しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部
再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出する
こと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札
参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してくだ
さい。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 磯崎

電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホーム
ページ「入札情報かわさき」よりダウンロードで
きます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和2年12月25日(金)から令和3年1月6日(水)9時から17時まで
(12月29日(火)～12月31日(木)、土、日曜、祝日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年1月12日(火)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
(1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和3年1月12日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答
(1) 質問受付日
令和3年1月12日(火)から令和3年1月15日(金)
9時から17時まで(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和3年1月18日(月)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年1月22日(金)15時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
(1) 契約保証金 要(10%)
(2) 契約書の作成 要
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 9 その他
(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1035号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
(1) 件名 王禅寺処理センター計量設備点検整備業務委託
(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
(3) 履行期間 契約日から令和3年3月31日(水)まで
(4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センター及び王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている計量設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するも

のである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の計量設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

なお、主に必要な有資格者及び技術者は次のとおりとする。

ア 一般計量士

- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)の証明書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
担当 吉垣、白木、渡邊
電話 044-966-6135
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和2年12月25日（金）から令和3年1月7日（木）の9時から17時まで
（令和2年12月29日～令和3年1月3日及び日曜日並びに12時～13時を除く。）
- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(5)の資格証の写し

エ 再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年1月15日（金）までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和3年1月15日（金）9時から17時まで（12時から13時を除く。）

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和3年1月15日（金）9時から令和3年1月19日（火）17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
令和3年1月22日（金）
全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年1月26日（火）10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効とする。）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち

に再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1036号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 被災家屋等解体撤去・処分業務委託その10
- (2) 履行場所 本市の指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要 本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び東日本台風(第19号)により、市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」という。)のうち、所有者等から申請があり、本市が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があると認められた被災家屋等について、所有者等に代わり解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「解体」種目「解体」で登載されていること。
- (4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事業」の建設業許可を有していること。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用される建築物の工事について1件以上の元請契約実績を有すること。ただし、民間実績については2件以上の元請契約実績を有すること。
- (6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置すること。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。

- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先 次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000123634.html>
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号 210-0005
住 所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
担 当 環境局施設部施設整備課 鹿戸
電 話 044-200-2575(直通)
- (3) 配布、提出及び閲覧期間
令和2年12月25日(金)から令和3年1月6日(水)まで
午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、年末年始(令和2年12月29日から令和3年1月3日)及び正午から午後1時の間は除く)
- (4) 提出物
ア 競争入札参加申込書
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
ウ 上記2(4)の許可を有していることを確認できる

書類

エ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し
 オ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書書留又は簡易書留に限る）とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(3)によらず、令和3年1月6日（水）必着とします。

(6) 仕様書の配布

上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。

(7) その他

ア 提出された書類は返却しません。
 イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。
 ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

上記3(2)に同じ

(2) 日時

令和3年1月8日（金）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く）

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月13日（水）午後5時まで

（持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く）

(2) 質問書の様式

上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け付けます。

(3) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXに限りです。

ア 持 参 上記3(2)に同じ

イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

ウ F A X 044-200-3923

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和3年1月15日（金）に、競争入

札参加資格があると認められた者宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとし、

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年1月20日（水） 午前11時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎12階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格（基準単価）の範囲内で、各入札単価の合計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とし、

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価表を提出し、本市との間にその単価について合意が取れた者を落札者とし、なお、不当に安価な設定の単価が見られる場合はその単価表については合意しません。

また、基準単価を超えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要（10%）

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場

- 合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成
要
- (3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。
- 9 その他
- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同じです。

川崎市公告第1037号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	消防局情報環境整備用機器
	履行場所	川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎
	履行期限	令和3年3月31日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピュータ」種目「コンピュータ」に登録されていること。</p> <p>(4) この購入（製造）物品について、平成22年4月1日以降に、類似の契約実績があること。 または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号044-200-2092	
入札日時等	令和3年1月29日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1038号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市立学校が使用する公衆街路灯、定額電灯、従量電灯及び低圧電力の供給契約
- (2) 供給内容
16,868kWh（見込み）
- (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

川崎市立殿町小学校ほか57校

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気の供給について、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 令和2年12月25日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する一般競争入札参

加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。

- (3) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。
 - (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。
 - (5) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布、提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
電話 044-200-3285
 - (2) 配布、提出期間
令和2年12月25日(金)～令和3年1月14日(木)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。
- 4 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
上記3(1)に同じ。
 - (2) 問い合わせ期間
令和2年12月25日(金)～令和3年1月18日(月)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAX宛に送信してください。
FAX宛先 044-200-3950
 - (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和3年1月21日(木)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年1月15日(金)までに送

付します。

- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法等
ア 持参による入札
(ア) 入札日時
令和3年1月29日(金) 午後3時00分
(イ) 入札場所
川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会 第2会議室
 - (2) 入札保証金
免除とします。
 - (3) 開札の日時
上記7(1)ア(ア)に同じ。
 - (4) 開札の場所
上記7(1)ア(イ)に同じ。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
次により契約を締結します。ただし、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決を条件とします。
- (1) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
 - (2) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (3) 前払金
否
 - (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki>.)

jp/233300/index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

川崎市公告第1039号

入 札 公 告

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区千鳥町9-9ほか
- (3) 履行期間
契約日から令和3年3月26日まで
- (4) 業務概要
本業務委託は、海底トンネル内の情報伝達装置である拡声装置、ラジオ再放送、通信設備を正常かつ良好に維持するため保守点検を行う。
委託設備
・ 拡声放送設備：拡声放送架、放送操作卓…1式
ホーンスピーカ 車道部…123台
人道部…42台
・ ラジオ再放送設備：再放送架…4面、
受信アンテナ…7本
・ 通信設備：共用装置架…1式、
無線端子箱…3面
誘導線・漏洩同軸ケーブル…1式
詳細については、「海底トンネル通信及びラジオ再放送設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 地域区分は「市内」または「準市内」に限ります。

(5) 本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成17年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月13日(水)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において令和2年12月25日(金)から令和3年1月13日(水)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年1月18日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

- ア 交付場所
3(1)に同じ
- イ 交付日時
5(1)イに同じ
ただし、(1)及び(2)について、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年1月18日(月)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
 - (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
 - (2) 質問受付期間
令和3年1月19日(火)午前9時から令和3年1月20日(水)午後4時まで
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
 - (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXに限ります。
電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp
FAX 044-287-6038
 - (5) 回答方法
令和3年1月22日(金)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
 - (1) 入札方法 持参
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 入札日時
令和3年1月26日(火) 午後2時
 - イ 入札場所
川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室
 - (3) 入札保証金
免除
 - (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続き等
次により契約を締結します。
 - (1) 契約保証金は免除とします。
 - (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
 - (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
 - (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
 - (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1040号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
令和2年度ブランドメッセージ広告掲出(駅貼りポスター掲出)業務
 - (2) 履行場所
JR川崎駅等
 - (3) 履行期限
契約締結日から令和3年3月31日まで
 - (4) 業務概要
本業務は、川崎市民の地域への愛着や誇り(シビックプライド)の醸成を目的として策定したブランドメッセージのポスターを市内の各鉄道路線駅に掲出することで、ブランドメッセージを通じた効果的なプロモーション活動を推進することを目的に実施します。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目「広告代理」で登録されている者。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
- 川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。
- また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。
- なお、入札説明会は実施しません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
- 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市総務企画局シティプロモーション推進室
電 話 044-200-2273
F A X 044-200-3915
電子メール 17brand@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和2年12月25日(金)から令和3年1月6日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)
- (3) 提出書類
- 一般競争入札参加資格確認申請書
- (4) 提出方法
- 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を1月8日(金)午後5時までに送付します。
- なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
- (1) 質問
- 次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。
- また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
- ア 質問書の配布・提出場所
- 3(1)と同じ
- イ 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提

出してください。

ウ 質問受付期間

令和3年1月8日(金)から1月13日(水)正午まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。最終日は正午まで)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(1)ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

令和3年1月15日(金)午後5時までに、回答書を平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和3年1月26日(火)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎11階会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができ
ます。
- 9 その他
- (1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第1041号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
なされたので、同法第6条第3項の規定において準用す
る同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アトレ川崎
川崎市川崎区駅前本町26番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住
所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アトレ
代表取締役 一ノ瀬 俊郎

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 深澤 祐二
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名また
は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住 所
株式会社 紀州屋野尻商店	代表取締役 野尻 正勝	神奈川県川崎市高津区 二子四丁目2番8号
株式会社 阪急デリカアイ	代表取締役 森川 保	大阪府大阪市北区角田町 8番7号

他計121者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住 所
株式会社 バリュープランニング	代表取締役 井元 憲生	兵庫県神戸市中央区 坂口通七丁目2番17号
ピラスショップワーク 株式会社	代表取締役 妹尾 勲	大阪府大阪市北区 豊崎三丁目19番3号

他計117者

- 4 変更の年月日
令和2年3月4日 他
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によ
るもの
- 6 届出の年月日
令和2年12月17日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティア
ビル10階)
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和2年12月25日から令和3年4月25日の午前8時
30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日、休日、12月29日から1月
3日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のた
めに配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出
によりこれを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和3年4月25日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第1042号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久地一丁目468番2
1,995平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目4番1
株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：23戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年8月3日

川崎市指令 ま宅審（イ）第44号

川崎市公告第1043号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和2年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年12月21日	特定非営利活動法人 あいの木かわさき	宮原 美津子	川崎市宮前区宮前平 1丁目10番17 ハウスボールリバー 401号室	この法人は、高齢者等に対して、安心して地域で暮らせるよう、その介護に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告（調達）

川崎市公告（調達）第1号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 契約名
就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約
 - (2) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
 - (3) 履行場所
ア 就学援助システム保守委託業者との調整等
川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル3階
教育委員会事務局総務部学事課
イ 就学援助費申請書（以下「申請書」という。）
及び同封する書類、封筒等の作成並びに封入封緘
受託者の事業所等
 - (4) 委託業務の概要
「就学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託
契約仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「就
学援助費申請書等作成及び封入封緘業務委託契約
入札説明書」（以下「入札説明書」という。）により
ます。
- 2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「その他」に登録されていること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- 3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書（様式1）」を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
担当：池田、米岡
電話 044-200-3736（直通）
電子メール：88gakuzi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和3年1月12日（火）から令和3年1月18日（月）まで
休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

- (3) 提出物
入札参加資格確認申請書
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法
持参とします。
- (5) 仕様書等の縦覧
本件入札に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に供します。
- 4 入札の手続
- (1) 日程の概要
入札手続の日程概要は次のとおりです。
ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布
令和3年1月19日(火)
イ 仕様等に関する質問の提出期限
令和3年1月26日(火)
ウ 仕様等に関する質問への回答
令和3年1月29日(金)
エ 入札及び開札
令和3年2月5日(金)
- (2) 日程の詳細
日程の詳細は次のとおりです。
ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布
入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。
(ア) 入札参加資格確認結果通知書について
a 送付日
令和3年1月19日(火)
b 送付方法
電子メールにより送付します。
(イ) 仕様書等について
a 配布する資料
(a) 入札説明書
(b) 仕様書
b 配布の場所
3(1)に同じ。
c 配布日及び時間
令和3年1月19日(火)から令和3年2月4日(木)まで
休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで
d 注意事項
仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。

- イ 仕様等に関する質問
(ア) 質問の方法
入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。
なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。
(イ) 質問の受付期間
令和3年1月19日(火)9時から令和3年1月26日(火)17時まで(必着)
(ウ) 回答
令和3年1月29日(金)17時までに、全参加者宛てに電子メールで送付します。
- ウ 入札及び開札
(ア) 入札の方法等
a 入札は総価で行います。
b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。
d 入札書の提出方法は、持参とします。
(イ) 入札及び開札の日時等
a 日時
令和3年2月5日(金)10時
b 場所
川崎市川崎区宮本町2-31
J A セレサみなみビル 3階会議室
(ウ) 入札保証金
入札保証金は、免除とします。
(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。
また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。
(オ) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書に定めのない事項

本入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度マイクロソフトソフトウェアアシユアランス

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎

(3) 履行期限

令和3年3月31日

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市「製造

の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「コンピュータ」種目「ソフトウェア・消耗品」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年1月22日(金)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品を契約締結後確実にかつ速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 森田、和田

電話 044-200-2057

FAX 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年1月12日(火)から令和3年1月22日(金)までとします(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年1月29日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和3年1月12日(火)から令和3年1月22日(金)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎

日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 日時

令和3年1月29日(金)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和3年1月29日(金)から令和3年2月5日(金)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和3年2月12日(金)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年2月24日(水)午後2時00分

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎9階 開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限

令和3年2月22日(月)必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Microsoft Software Assurance.

(2) Time-limit for tender :

2:00 P.M. February 24, 2021

(3) Time-limit for tender by mail:

February 22, 2021

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel:044-200-2057

川崎市公告(調達)第3号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約4,333,400キロワット時

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年1月25日(月)までに行うこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成2年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされている者であること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を令和3年1月25日(月)までに行うこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎4階
総務企画局総務部庁舎管理課 庁舎設備担当
電話 044-200-3555(直通)
FAX 044-200-3749
E-mail 17tyosya@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年1月12日(火)から同月25日(月)までの午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年2月5日(金) 午後5時00分まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年1月12日(火)から2月12日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17tyosya@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3749

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年2月19日(金)午後5時00分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。入札者は見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に入れ封印して持参してください。

ウ 契約電力の基本料金単価及び電力量料金単価を基に総価を算出してください。なお、基にした単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって、契約を締結するものとします。

(2) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時・場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

令和3年2月25日(木) 午前10時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎4階

庁舎管理課会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和3年2月24日(水) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条5号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ

ればなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity about 4,333,400kWh to use at Kawasaki City Office Building No.3

(2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. February, 25, 2021

(3) Time-limit for tender by mail:

February, 24, 2021

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

City Hall Management Section

General Administration Department

General Affairs and Planning Bureau

5-4 Higasida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki City, Kanagawa, 210-8577, JAPAN

Tel 044-200-3555

川崎市公告(調達)第4号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

重金属安定剤 約220トン

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式により行います（電子入札はできません）。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年1月22日までに行ってください。

(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 松田
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和3年1月12日～令和3年1月22日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和3年1月12日～令和3年1月22日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 令和3年1月27日又は28日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

川崎市浮島処理センター 4階会議室

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類（仕様書によります。）

(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）

イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 令和3年1月28日～令和3年2月26日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

7 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局施設部処理計画課 担当 島田

電話 044-200-2589

8 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することが

できます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記3(1)の場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年1月12日～令和3年2月26日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答予定日 令和3年3月11日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに9の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和3年3月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年3月11日の午前9時～正午、午後1時～午後5時に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加するこ

とができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年3月18日 午前11時00分

イ 場 所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期 限 令和3年3月16日 必着

イ あて先 上記3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規

則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 220t

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 18 March 2021

(3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告（調達）第5号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

動物愛護センター施設維持管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地8

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

動物愛護センターの設備機器の保守点検及び管理、衛生設備の管理及び点検、並びに施設内の植栽について、良好な管理を目的とする。業務の概要は次のア～オによる。

ア エレベーター保守点検

イ 衛生設備点検・清掃

ウ 空調換気設備等保守点検等

エ 消防設備保守点検

オ 植栽管理

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業務・種目に全て搭載されていること。

ア 業種「施設維持管理」種目「エレベーター」

イ 業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備」

ウ 業種「施設維持管理」種目「消火設備保守」

エ 業種「施設維持管理」種目「その他維持管理」

オ 業種「その他業務」種目「樹木管理」

(6) 平成28年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 内山

電話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月21日（木）午後5時までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和3年1月12日(火)から令和3年1月21日(木)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年2月1日(月)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和3年1月12日(火)から令和3年2月8日(月)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月18日(木)ま

でに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法
持参とします。

イ 入札日時

令和3年2月25日(木)午後2時

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階ヒルズ研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第6号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
有害鳥獣捕獲等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内全域
- (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
市内に出没するアライグマ(カニクイアライグマを含む。以下、同様)、市民家屋敷地内で被害を与えるハクビシン、親鳥から威嚇等の被害が認められるカラスの巣立ちビナの捕獲等により、被害の低減を図り安全な市民生活を確保することを目的とする。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物ねずみこん虫等防除」に登録されていること。
- (4) 捕獲檻、処分機等器具、及び車両を所有し、速やかに被害現場で対応することが可能であること。
- (5) 平成28年度以降で官公庁又は民間において、有害鳥獣捕獲等業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田
電話 044-589-7137
FAX 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配付・提出期間

令和3年1月12日(火)から令和3年1月21日(木)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和3年1月12日(火)から令和3年1月21日(木)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年2月1日(月)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和3年1月12日(火)から令和3年2月8日(月)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月18日(木)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和3年2月25日(木)午後3時30分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階ヒルズ研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)

と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第7号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

保護収容動物運搬等業務委託

(2) 履行場所

指定場所

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市が保護収容した動物(犬、猫、いえうさぎ、いえぼと、あひる、にわとり等)の運搬業務、収容動物に関連する運搬業務及び犬の捕獲の補助業務、並びに飼養管理の補助業務を行うもの。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」に登載されていること。

(4) 平成28年度以降で官公庁又は民間において、動物収容運搬業務委託又は動物由来感染症に対応した運搬業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年1月12日(火)から令和3年1月21日

(木)午後5時までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和3年1月12日(火)から令和3年1月21日(木)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年2月1日(月)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和3年1月12日(火)から令和3年2月8日(月)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、FAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月18日(木)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて

回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法
持参とします。

イ 入札日時

令和3年2月25日(木)午後3時00分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階ヒルズ研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)

と同じです。

- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告（調達）第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市動物愛護センター
川崎市中原区上平間1700番地8
- (3) 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 調達概要
収容動物の給餌、哺乳、給水等の飼養、飼育室等の消毒洗浄、食器、布類の消毒洗浄について、感染症予防に対応した飼養管理業務等を実施します。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に搭載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年1月21日までに行ってください。
- (4) 平成28年度以降で官公庁又は民間において、動物飼養管理業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田
電 話 044-589-7137
F A X 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月21日（木）午後5時までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和3年1月12日（火）から令和3年1月21日（木）午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年2月1日（月）までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和3年1月12日（火）から令和3年2月8日（月）までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く）、F A X番号又は電子メールアドレスあて送付してください。

また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)

の担当あてに連絡をしてください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月18日(木)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年2月25日(木)午後2時30分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市動物愛護センター 3階 研修室

川崎市中原区上平間1700番地8

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和2年2月24日(水)午後5時 必着

(イ) 入札書の提出先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 梅田

電 話 044-589-7137

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議

会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to be required

The contract for the consignment of Animal breeding management.

(2) Time-limit for tender

14:30 P.M. February 25, 2021 (Thursday)

(3) Time-limit for tender by mail:

17:00 P.M. February 24, 2021 (Wednesday)

(4) Language and currency used in the contract formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Animal Protect Center

Public Health Centers

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

1700-8 Kamihirama, Nakahara-Ku,

Kawasaki City

Kanagawa Prefecture, 211-0013, Japan

TEL:044-589-7137

FAX:044-589-7138

E-mail: 40dobutu@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第9号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公示します。

令和3年1月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市総合教育センター会議システム構築委託
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登録されていること。
- (4) 過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 競争入札参加申込書配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和3年1月12日(火)から令和3年1月19日(火)まで
午前8時30分から正午及び午後1時から5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出方法
持参に限りません。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。(「入札情報かわさき」
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問合せ場所
3(1)と同じ。
- (2) 問合せ期間

令和3年1月12日(火)午前8時30分から令和3年1月26日(火)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年2月2日(火)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年1月21日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、令和3年1月21日(木)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、3(1)にて、書類を交付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額となります。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和3年2月8日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してくだ

令和2年12月17日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第191号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第192号

次の市税に係る課税額変更(取消)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和 2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分		計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第193号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分以降	令和3年1月4日 (11月随時分)	計46件
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	11月随時分	令和3年1月4日 (11月随時分)	計1件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	11月随時分以降	令和3年1月4日 (11月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第194号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月23日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第195号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和3年1月5日	計3件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	令和3年1月5日	計31件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	令和3年1月5日	計593件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和3年1月5日	計4件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	令和3年1月5日	計5件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和3年1月5日	計83件
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分	令和3年1月5日	計2件
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和3年1月5日	計1件
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和3年1月5日	計1件
令和2年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和3年1月5日	計7件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	令和3年1月5日	計2件
令和2年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	10月随時分	令和3年1月5日	計1件
令和2年度 (平成31年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	10月随時分	令和3年1月5日	計1件
令和2年度	軽自動車税	全期分	令和3年1月5日	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第196号

市税過誤納金等充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第197号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第198号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月25日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第33号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「に」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則
(施行期日)

- この規程は、令和3年1月1日から施行する。
(延滞金に関する経過措置)
- 改正後の規程附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

川崎市上下水道局規程第34号

川崎市上下水道局債権管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局債権管理規程の一部を改

正する規程

川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年川崎市上下水道局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第16条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「猶予特例基準割合(平均貸付割合(「に」に、「の規定により告示された割合に年1パーセント」を「に規定する平均貸付割合をいう。))に年0.5パーセント」に改める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第35号

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程(昭和46年川崎市水道局規程第29号)の一部を次のように改正する。

別表中作業手当の部を次のように改める。

危険作業手当(水道事業及び工業用水道事業)	従事した日1日につき	甲額 300円	職員(下水道部の職員を除く。)が次の作業に従事したとき(同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。) 1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業
		乙額 280円	職員(下水道部の職員を除く。)が次の作業に従事したとき(同日中に従事した作業が危険作業手当(水道事業及び工業用水道事業)甲額及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。) 1 浄水薬品注入設備の点検(目視のみによる場合を除く。)、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業

別表中「危険作業手当」を「危険作業手当(下水道事業)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行前に開始し、施行後に終了した業務については、なお従前の例による。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第61号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和2年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1753号
氏名又は名称 都築水道設備
住 所 横浜市保土ヶ谷区西谷2丁目26番1-504号

代表者氏名 都築 翔太
指定年月日 令和3年1月1日
有効期限 令和7年12月31日
- 2 指 定 番 号 第1754号
氏名又は名称 加藤建設株式会社
住 所 川崎市高津区東野川1丁目25番11-604号

代表者氏名 加藤 拓之
指定年月日 令和3年1月1日
有効期限 令和7年12月31日
- 3 指 定 番 号 第1755号
氏名又は名称 株式会社S AWAYAKA
住 所 横浜市都筑区中川1丁目17番21-205号

代表者氏名 稻垣 和也
指定年月日 令和3年1月1日
有効期限 令和7年12月31日
- 4 指 定 番 号 第1756号
氏名又は名称 株式会社アスファシリティ
住 所 東京都練馬区大泉町4丁目45番2号

代表者氏名 宇堅 直樹
 指定年月日 令和3年1月1日
 有効期限 令和7年12月31日

- 5 指 定 番 号 第1757号
氏名又は名称 ワタナベ工業
住 所 横浜市都筑区東山田1丁目30番5号
代表者氏名 渡邊 秀治
指定年月日 令和3年1月1日
有効期限 令和7年12月31日

川崎市上下水道局告示第62号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

令和2年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第1351号
氏名又は名称 株式会社ネクストイノベーション
住 所 (新)東京都中央区銀座1丁目27番8号セントラルビル703号
(旧)東京都中央区銀座3丁目13番4号真光ビル4F-B

代表者氏名 平井 康宗
変更年月日 令和2年8月3日
- 2 指 定 番 号 第1672号
氏名又は名称 有限会社石橋建設
住 所 (新)神奈川県横須賀市長坂4丁目16番
(旧)神奈川県三浦市南下浦町上宮田3259番地

代表者氏名 石橋 哲也
変更年月日 令和元年9月1日

川崎市上下水道局告示第63号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

令和2年12月17日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 指 定 番 号 第603号

氏名又は名称 ワタナベ工業
 住 所 横浜市都筑区東山田1丁目30番5号
 代表者氏名 渡邊 隆康
 廃止年月日 令和2年12月31日

2 指 定 番 号 第1419号
 氏名又は名称 ウィン・アゲイン株式会社
 住 所 横浜市保土ヶ谷区常盤台18番1-422号
 代表者氏名 工藤 雄
 廃止年月日 令和2年11月26日

3 指 定 番 号 第1591号
 氏名又は名称 さわか水水道サービス
 住 所 横浜市都筑区中川1丁目17番21-205号
 代表者氏名 稲垣 和也
 廃止年月日 令和2年12月31日

川崎市上下水道局告示第64号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和2年12月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間
 令和3年2月1日から
 令和8年1月31日まで

2 指定工事店
 指 定 番 号 990
 商号又は名称 有限会社キムラ総合設備
 営業所所在地 横浜市神奈川区松見町1丁目32番地の4
 代表者氏名 木村 安彦
 指 定 番 号 992
 商号又は名称 株式会社オリエント冷熱

営業所所在地 川崎市麻生区細山4-25-11
 代表者氏名 四栗 宏

指 定 番 号 440
 商号又は名称 矢島工業株式会社
 営業所所在地 横浜市泉区中田東4丁目48番2-309号

代表者氏名 矢嶋 輝夫
 指 定 番 号 162
 商号又は名称 啓友設備株式会社
 営業所所在地 川崎市宮前区東有馬2丁目12番2号
 代表者氏名 今門 隆

指 定 番 号 989
 商号又は名称 有限会社トーショー
 営業所所在地 横浜市瀬谷区竹村町11番地17号
 代表者氏名 梅野 洋

指 定 番 号 438
 商号又は名称 有限会社市川土木開発設計
 営業所所在地 川崎市中原区下小田中5丁目4番26号
 代表者氏名 市川 日登見

指 定 番 号 825
 商号又は名称 青木設備工業
 営業所所在地 川崎市多摩区菅仙谷3丁目7番3号
 代表者氏名 青木 明彦

指 定 番 号 986
 商号又は名称 株式会社プラマー
 営業所所在地 川崎市幸区古川町190番地1号
 代表者氏名 横山 誠

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

競争入札に付する事項	件 名	災害時応急給水用飲料水ポリ容器（10リットル）
	履 行 場 所	別紙仕様書のとおり
	履 行 期 限	令和3年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「その他」に登載されていること。 (4) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093
入札日時等	令和3年2月3日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第100号

令和2年12月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 給水装置等に関する情報提供等業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所第2庁舎1階)
	履 行 期 限	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に登載予定であること。(令和2年10月12日までに令和3・4年度競争入札参加資格申請の手続きを行っているもの。) (4) 水道事業体の給水装置に係る窓口業務(料金収納窓口等を含む)において、平成22年4月1日以降、元請けとしての契約及び履行実績を有すること。 (5) 「JIS Q 27001/ISMS」、「JIS Q 15001/プライバシーマーク」等のセキュリティ管理の付与認定を公的認証機関から受けていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年1月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・本案件は令和3年度契約案件です。当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)

予定使用電力量 4,307,488キロワット時

イ 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)

ウ 予定使用電力量 2,961,372キロワット時
生田浄水場で使用する電気(単価契約)

エ 予定使用電力量 8,808,504キロワット時
平間配水所で使用する電気(単価契約)

オ 予定使用電力量 2,377,097キロワット時
鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)

カ 予定使用電力量 3,169,599キロワット時
入江崎総合スラッジセンターで使用する電気
(単価契約)

キ 予定使用電力量 22,429,176キロワット時
入江崎水処理センターで使用する電気
(単価契約)

ク 予定使用電力量 23,307,208キロワット時
加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)

ケ 予定使用電力量 12,378,258キロワット時
等々力水処理センターで使用する電気
(単価契約)

コ 予定使用電力量 26,389,128キロワット時
麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)

サ 予定使用電力量 5,884,933キロワット時
戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)

シ 予定使用電力量 5,077,310キロワット時
小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)

予定使用電力量 3,150,536キロワット時

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けた者であること。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」のうち種目「電気供給」に記載されており、かつ、川崎市環境配慮電力入札実施要綱第4条第2項の規定に基づき、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者を含む。)は、財政局資

産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和3年1月26日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により入札説明書等を閲覧することができます。また、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和3年1月12日(公告日)から令和3年1月26日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 城田
電話 044-200-2093

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(小売電気事業者の登録の通知の写し)を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができますと認められた者に限り入札に参加することができます。

6 仕様書作成担当者

- (1) 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)
川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 大槻
電話 044-911-2022
- (2) 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課
 担当 福田
 電話 044-900-9710

(3) 生田浄水場で使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場
 担当 小松
 電話 044-944-2131

(4) 平間配水所で使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課
 担当 福田
 電話 044-900-9710

(5) 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局水管理センター水運用センター
 担当 長田
 電話 044-866-0335

(6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気
 (単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

(7) 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

(8) 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

(9) 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

(10) 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

(11) 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

(12) 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)
 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課
 担当 宮脇
 電話 044-200-0351

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後の再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和3年2月10日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和3年2月10日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書の各単価で締結します。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和3年2月24日

午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-

7-4)

イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合
 (ア) 入札書の提出期限 令和3年2月22日 必着
 (イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年2月24日 午前10時30分
 1(1)アからシまでの購入物品の開札を同時にを行います。

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室
 (川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契約を締結し、契約書の写しを提出してください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの契約の相手方となった場合には、不要とします。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議

会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a Electricity 4,307,488kWh to use at Nagasawa Purification Plant
- b Electricity 2,961,372kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
- c Electricity 8,808,504kWh to use at Ikuta Purification Plant
- d Electricity 2,377,097kWh to use at Hirama Regulating Reservoir
- e Electricity 3,169,599kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
- f Electricity 22,429,176kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
- g Electricity 23,307,208kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
- h Electricity 12,378,258kWh to use at Kase Wastewater Treatment Center
- i Electricity 26,389,128kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
- j Electricity 5,884,933kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
- k Electricity 5,077,310kWh to use at Tode Pumping Station and others
- l Electricity 3,150,536kWh to use at Komukai Pumping Station and others

(2) Time limit for tender:

- a Direct delivery
10:30A.M. 24 February, 2021
- b By mail
22 February, 2021

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
 Contract Section
 Property Administration
 Department
 Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
 Kawasaki, Kanagawa
 210-8577, Japan
 TEL:044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告(調達)第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託(単価契約)

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜3-24-12

(3) 履行期間

令和3年10月1日から令和7年9月30日まで

(4) 業務概要

本委託は、入江崎総合スラッジセンターの運転操作監視業務や保守点検業務などの維持管理を行うものです。

※ 詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を4(2)の期間中に4(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に登載予定であること。(令和2年10月12日までに令和3・4年度競争入札参加資格申請の手続きを行っているもの。)

なお、令和3・4年度競争入札参加資格申請を行っていない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)で当該入札に参加を希望する者は、令和3年1月26日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録があること。
(5) 入札公告日時点で、公共下水道または流域下水道における汚泥焼却設備を有する汚泥処理施設の汚泥処理施設運転点検業務委託について、元請として同一施設で継続して1年以上履行した実績を有すること。ただし、共同企業体により履行した実績については、代表者であったものに限る。
(6) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条

の3の規定に基づく資格を有し、公共下水道または流域下水道における汚泥焼却設備を有する汚泥処理施設の汚泥処理施設運転点検業務委託について、業務総括責任者若しくは副総括としての実務経験を同一施設で継続して1年以上有する業務総括責任者を配置できること。

- (7) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記載した配置予定者に変更が生じた場合は、技術力と経験が同等以上であり運転点検業務委託の品質確保等に支障がない人員を配置できること。
(8) 業務総括責任者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。

※ 2(4)~(8)に関しましては、12(2)を必ずお読みください。

3 入札の日程

Table with 2 columns: Date and Event. Rows include: 令和3年1月12日 (入札公告, 入札説明書等の配布開始, 見積用設計図書等の配布開始, 競争入札参加申込書受付開始, 質問書受付開始), 令和3年1月26日 (競争入札参加申込書提出締切), 令和3年2月5日 (質問書提出締切), 令和3年2月16日 (質問回答日, 確認通知書送付, 入札書受付開始, 総合評価落札方式評価項目算定資料受付開始), 令和3年3月2日 (入札書提出締切, 総合評価落札方式評価項目算定資料提出締切), 令和3年3月3日 (開札), 令和3年3月17日 (ヒアリング実施 ※予定), 令和3年3月24日以降 (落札候補者決定, 落札者決定後に結果公表)

※ 必要がある場合は、ヒアリングを実施します。

4 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス: http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2097
- (2) 期間 令和3年1月12日～令和3年1月26日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

(1) 競争入札参加申込書等提出方法

競争入札参加申込書を、4(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所にて、4(2)の期間に配布します。

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和3年1月12日～令和3年1月25日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和3年1月12日～令和3年1月26日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

6 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードにより取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」内「入札公表(上下水道局)」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、4(2)の期間に、4(1)の場所で配布します。

7 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、4(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和3年1月12日～令和3年2月4日 必着

※ 郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和3年1月12日～令和3年2月5日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(3) 回答

ア 回答日

令和3年2月16日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和3年2月16日の午前9時から正午までの間に4(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和3年2月16日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年2月16日の午前9時から正午までの間に4(1)の場所において確認通知書を交付します。なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知し

ているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

本業務委託に関する金額のほか、総合評価落札方式評価項目算定資料の内容を実現するために必要な費用を含め、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

- (ア) 提出期限 令和3年3月1日 必着
- (イ) 提出場所 4(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、4(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

- (ア) 提出期限 令和3年3月2日 午後5時
- (イ) 提出場所 4(1)に同じ

(3) 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出

ア 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出方法

総合評価落札方式評価項目算定資料は、取得した見積用設計図書類の内容を参照し作成した上、4(1)の場所に書留郵便又は持参により次の期間に提出してください。

- (ア) 書留郵便により提出する場合
 - 期間 令和3年2月16日～令和3年3月1日 必着

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定

資料在中」と大きく書いてください。

(イ) 持参により提出する場合

持参により提出する場合は、事前に4(1)に掲げる連絡先へ電話し、受付日時の指定を受けた上で提出してください。

なお、事前に連絡がないものは認めません。

- 期間 令和3年2月16日～令和3年3月2日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

イ 総合評価落札方式評価項目算定資料の様式

「総合評価落札方式評価項目算定資料等様式一覧」のとおりとします。

総合評価落札方式評価項目算定資料の様式は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、4(1)の場所にて、4(2)の期間に配布します。

なお、提出された総合評価落札方式評価項目算定資料は返却しません。

※ 総合評価落札方式評価項目算定資料については、書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため評価しない、又は無効となる場合がありますので御注意ください。

ウ 総合評価落札方式評価項目算定資料作成時の留意事項

(ア) 要求要件

- a 見積用設計図書類の「入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託(単価契約)特記仕様書」を前提にして、各評価項目に対する提案を行ってください。実績については、元請として同一施設で継続して1年以上履行した実績を記載してください。ただし、共同企業体により履行した実績については、代表者であったものに限りません。
- b 記述のなかに入札者名の明示、あるいは推測できるような表現を使用しないでください。

(イ) 記述方法

- a 総合評価落札方式評価項目算定資料は、A4判、横書き、横型は上部を左にして左側を押印により袋綴じしてください。
- b 入札書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- c 提出書類に記述する文字の大きさは、指定された記入部分の他は原則12ポイントとし、

書体については、任意とします。

d 各評価項目についてすべて具体的に記述してください。

なお、記述するに当たって、評価項目と無関係の記述を行わないでください。

e 総合評価落札方式評価項目算定資料は、専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現してください。

f 技術提案を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用することはかまいません。

g 総合評価落札方式評価項目算定資料の様式の用紙が不足する場合は、複写して使用してください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 令和3年3月3日 午前9時

イ 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
明治安田生命ビル13階

(5) 入札保証金

免除とします。

11 総合評価落札方式の評価方法

(1) 技術評価点の算出（評価項目の評価区分及び配点など）

「総合評価落札方式評価項目 配点表」のとおりとします。

(2) 審査方法

審査の経緯は、原則として非公開とします。

また、本件は審査に当たり、入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託総合評価審査委員会において審議を行います。

(3) 総合評価落札方式評価項目算定資料に対するヒアリング

提出された総合評価落札方式評価項目算定資料の内容に対し、必要がある場合はヒアリングを実施します。

なお、ヒアリング対象者には、令和3年3月16日の午後1時から午後2時までの間に、入江崎総合スラッジセンターから電話連絡します。

ア 実施日

令和3年3月17日

時間及び場所については、電話連絡時に通知します。

イ 所要時間

1 入札参加者につき15分とします。

ウ 参加人数

1 入札参加者につき2名までとします。

エ 禁止事項

(ア) 新たな資料の提出

(イ) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記述し

た事項の訂正又は追加

(ウ) 正当な理由がない欠席又は遅刻。この場合は、その時点で辞退とみなします。

(エ) 入札参加者名がわかるようなものの着用

(オ) 入札参加者名がわかるような発言

(カ) ヒアリング中の途中退室は、やむをえない場合を除き認めません。

(4) 価格評価点の算出

価格評価点=30×(1-入札価格/予定価格)

※ 入札価格及び予定価格は税抜き価格とします。

また、価格評価点は小数点第5位以下切捨てとします。

(5) 総合評価点の算出

11(1)により技術評価点を算出した後、11(4)により価格評価点の算出を行い、次の算式により総合評価点（技術評価点と価格評価点を合計した点数）を算出します。

総合評価点=価格評価点+技術評価点

(価格評価点配点：技術評価点配点=30：90)

12 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、11(5)によって求められた総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしておりますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認（申請）書」（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）、2(4)～

(8)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター 住所:川崎市川崎区塩浜3-24-12 電話:044-287-7204)に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、実績の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

ア 2に示した一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

イ 総合評価落札方式評価項目算定資料の提出がない場合及び不備がある場合は、これを無効とします。

(4) 評価結果の公表等

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して2日以内に書面により照会することができます。

13 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、4(1)の場所において閲覧できます。

14 技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの対応

(1) 本業務委託において、完了検査の結果、当該受注者が技術評価点を得た評価項目の一部又は全部について、当該対象業務委託が技術評価点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が当該受注者にあると認められる場合には、成績評定の減点対象とします。

(2) 入札参加者が提出した総合評価落札方式評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の適切な措置を講じます。

(3) 技術評価点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの差額の返還

ア 本業務委託において、当該受注者の技術提案が達成されなかった場合には、不可抗力によるものを除き、川崎市上下水道事業管理者の指定する期間内に、受注者が現に履行した内容に基づく技術評価点と落札決定時のものと点差に相当する額(以下「技術評価点差相当額」とします。)を徴収します。

イ 技術評価点差相当額を決定するときは、受注者が対象業務委託の全ての契約期間(契約の締結から委託の業務を開始するための準備期間を除く。)で技術提案が達成されなかったときの金額(以下「技術評価点差相当額算定根拠額」とします。)を基に算定するものとします。

ウ 技術評価点差相当額算定根拠額は、受注者が現に履行した内容に基づいて技術評価点を算定し直した後、当該技術評価点から求められる総合評価点が落札決定時のものと同一になるよう改めて価格を計算し、当該受注者の入札価格から当該価格を差し引いた額とします。ただし、技術評価点差相当額算定根拠額の上限は入札価格とします。

エ 技術評価点差相当額の決定について、技術提案が達成されなかった期間の委託の代価を支払っていない場合は、受注者が当該代価を請求するときに合わせて技術評価点差相当額を徴収します。その額は次の算定式で決定するものとします。

技術評価点差相当額=技術評価点差相当額算定根拠額/入札価格×技術提案が達成されていた場合の委託の代価

また、技術提案が達成されなかった期間の委託の代価を既に支払っている場合は、管理者の指定する期間内に、技術評価点差相当額算定根拠額の一部または全部を技術評価点差相当額として徴収します。

15 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例

第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

特定業務委託契約は、下請けも含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」をご確認ください。

16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に関する問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 奥山
電話 044-200-2097
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。
- (5) 競争入札参加申込書又は総合評価落札方式評価項目算定資料に関する書類が未提出の場合及び不完全な場合は、本総合評価に参加することができません。
- (6) 提出締切後の書類の差替え、変更、再提出及び追加は認めません。
- (7) 提出された書類は、本総合評価の選定以外の目的では無断で使用しません。
なお、提出された書類は返却しません。
- (8) 入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託（単価契約）特記仕様書は、発注者の了解なく、他の目的に使用することはできません。
- (9) 一般競争入札参加資格があると認められた者は、入札及び総合評価落札方式評価項目算定資料提出締切日まで、書面による申出により随時本総合評価の参加を辞退することができます。
- (10) 本総合評価に参加することに伴い必要となる費用は、すべて競争入札参加者の負担とします。
- (11) 令和3年10月1日から業務開始とし、契約締結後から業務開始までの間に引継ぎを行います。それに要する費用は受注者の負担とします。
- (12) 総合評価落札方式評価項目算定資料に記述した事項が、不可抗力により達成されない場合を除き、受

注者の責めにより履行されなかった場合は、契約の目的を達成することができないと認め、契約を解除する場合があります。

- (13) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

17 Summary

- (1) Consignment (unit-price contract) for
Iriezaki Centralized Sludge Treatment Center
Operations and Inspection
- (2) Time limit for tender:
 - a Direct delivery
5:00P.M. 2 March 2021
 - b By mail
1 March 2021
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL: 044-200-2097

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第71号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月22日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
営業所排水側溝浚渫及び汚泥収集・運搬業務委託
 - (2) 履行場所
局指定場所
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
 - (4) 業務概要
受水槽、高架水槽清掃、油水分離槽等浚渫及び産業廃棄物（汚泥）収集運搬
※ 詳細は、仕様書による。
- #### 2 一般競争入札参加資格
- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「屋外清掃」で登録されていること。
 - (3) 産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を神奈川県又は川崎市及び、処分場のある自治体から受けていること。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 仕様書による内容を遵守し、当該委託案件を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
- この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(3)を証明する書類(処分場のある自治体からの許可証)の写し。
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228
 - (3) 提出期間
令和2年12月22日から令和3年1月8日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。)
 - (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
- 市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和2年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
- 一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和3年1月15日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
- 自動車部管理課 管理担当 稲葉
電話 044-200-3235
- 7 一般競争参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 令和3年1月22日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
 - (3) 入札書の提出方法
持参
 - (4) 入札保証金
免除
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
- 次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - (2) 契約書作成
必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
 - (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)**川崎市交通局公告(調達)第1号**

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年1月12日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

- 1 調達の名称
大型ノンステップバス(ディーゼル・10.5mクラス)9両
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年12月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社
特販部長 渡部 栄
横浜市鶴見区安善町二丁目1番地7
- 5 契約金額
222,552,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年10月26日

川崎市交通局公告(調達)第2号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年1月12日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

- 1 調達の名称
大型ハイブリッド・ノンステップバス(ディーゼル電気式・10.5mクラス)2両
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年12月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

いすゞ自動車首都圏株式会社 京浜臨海支店
支店長 岩城 聡
川崎市川崎区大師河原1丁目3-2

- 5 契約金額
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年10月26日

川崎市交通局公告(調達)第3号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年1月12日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

- 1 調達の名称
 - (1) 軽油A(1月~3月分) 228キロリットル
 - (2) 軽油B(1月~3月分) 346キロリットル
 - (3) 軽油C(1月~3月分) 204キロリットル
 - (4) 軽油D(1月~3月分) 416キロリットル
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年12月17日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 軽油A
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (2) 軽油B
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (3) 軽油C
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
 - (4) 軽油D
日本石油販売株式会社
代表取締役 田中 宏茂
東京都中央区新川二丁目1番7号
- 5 落札金額
 - (1) 軽油A 80,100円(1キロリットル当たり)
 - (2) 軽油B 79,800円(1キロリットル当たり)

- (3) 軽油C 79,900円 (1キロリットル当たり)
- (4) 軽油D 80,200円 (1キロリットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年10月26日

病院局規程

川崎市病院局規程第15号

川崎市病院局債権管理規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月28日

川崎市病院事業管理者 増田純一
川崎市病院局債権管理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局債権管理規程(平成26年川崎市病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第16条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「猶予特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合に年1パーセント)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)に年0.5パーセント」に改める。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

病院局公告

川崎市病院局公告第47号

入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月23日

川崎市病院事業管理者 増田純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧

することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受け付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡しま

す。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院バスロータリー他構内改修工事
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
	履行期間	契約の日から令和3年4月30日まで
競争参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格者名簿に建設業退職金共済制度加入が「有」で登録されていること又は経営事項審査の総合評定値通知書の写し若しくは建設業退職金共済加入履行証明書により建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
申込締切日	令和3年1月13日(水)まで受け付けます。	
予定価格	未定	
入札保証金	免除とします。	
最低制限価格	設定します。	
郵便入札締切日	令和3年1月29日(金)必着	
開札日	令和3年2月2日(火)午前10時00分	

川崎市病院局公告第48号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、

縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する輸液ポンプの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年12月25日から令和3年1月8日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年1月19日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するベッドサイドモニタの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年12月25日から令和3年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年1月19日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する多用途透析装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年12月25日から令和3年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年1月19日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する診療費支払機の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年12月25日から令和3年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年1月19日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第49号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ

いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院防火設備点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和3年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「施設維持管理」 種目 「消火設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和2年12月25日から令和3年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和3年1月20日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第50号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年12月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ

た期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書 (様式は病院局入札情報のページで取得できます。) により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時

において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院給食業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	令和3年4月1日から令和4年3月31日
競争参加資格	名簿の登録	業種 「給食調理業務」 種目 「給食サービス」
	地域区分	設定しません。
	その他	1 平成25年4月1日以降に病床規模500床以上の病院において、元請として類似の受託実績を2件以上有していること。 2 産科病棟及び小児病棟の受託実績を有していること。 3 医療関連サービスマークを有していること。 4 競争参加申込後、職員同行の上、現場視察を行うことを必須とします。
競争参加の申込	令和2年12月25日から令和3年1月8日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和3年1月20日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。</p> <p>(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第1号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年1月12日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 物品及び役務の名称

川崎病院で使用する放射線治療計画用CT装置の調達
川崎病院放射線治療計画用CT装置保守業務委託
川崎病院で使用する全身用CT装置の調達
川崎病院全身用CT装置保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和2年12月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

キャノンメディカルシステムズ 株式会社
横浜支店 支店長 山岸 康志
横浜市西区高島2丁目6番地32号

5 契約金額

235,510,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和2年11月10日

川崎市病院局公告(調達)第2号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年1月12日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

- (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

- (3) 「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加する

ことはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最

低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。
- (4) 令和3年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期限	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	その他	<p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。</p> <p>4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）</p>

競争参加の申込	令和3年1月12日から令和3年1月27日まで受付けます。	
現 場 視 察	設定しません。	
入札及び開札	日 時	令和3年2月25日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和3年2月22日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に 関 する 事 項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p>	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 25th February 2021</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 22nd February 2021</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)</p>	
(案件2)		
競争入札に 付 する 事 項	件 名	井田病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登 録	業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（HCU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p>

競争参加資格	その他	<p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。</p> <p>4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）</p>
競争参加の申込	令和3年1月12日から令和3年1月27日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日 時	令和3年2月25日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年2月22日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。（http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm）</p>	
Summary	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Ida Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 25th February 2021</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 22nd February 2021</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託
	履行場所	川崎市立川崎病院 (川崎市川崎区新川通12-1) 川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1)
	履行期限	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療系産業廃棄物処分業」
	地域区分	設定しません。
その他		次の条件を全て満たすこと。 1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で必要とする廃棄物種類が記載されていること (許可証明書の写しを参加申し込み時に提出すること) 2 最終処分地が確保されていること ※ 契約書に最終処分地を記載します。
競争参加の申込	令和3年1月12日から令和3年1月27日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。(現場視察希望の場合は入札参加申込後、病院局契約担当へ連絡してください。現場視察は入札参加申込後、直接、下記担当と調整してください。) 川崎市立川崎病院 (代表) 044-233-5521 庶務課 管理係 鈴木 川崎市立井田病院 (代表) 044-766-2188 庶務課 管理係 濱田	
入札及び開札	日時	令和3年2月24日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年2月22日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased: Infectious industrial waste and industrial waste collection transportation disposal business 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 24, 2021 3 Time-limit for tender by mail: February, 22, 2021 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)	

消防局告示

川崎市消防局告示第1号

延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備について

川崎市火災予防条例(昭和48年川崎市条例第36号)第14条の2第2項の規定により消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備は、次のとおりとする。

令和2年12月17日

川崎市消防長 日迫善行

- 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、又は鋼板で2.3ミリメートル以上であること。
- 2 安全装置(漏電遮断器)が設置されていること。
- 3 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量(電装基板等の可燃物の量)が約122キログラム以下であること。
- 4 蓄電池が内蔵されていないこと。
- 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市消防局告示第2号

必要な知識及び技能を有する者の指定について(平成4年川崎市消防局告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月17日

川崎市消防長 日迫善行

第2項中「第14条の2第2項」を「第14条の2第3項」に改める

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

消防局訓令

川崎市消防局訓令第20号

局内一般
消防署

川崎市火災予防事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月17日

川崎市消防長 日迫善行

川崎市火災予防事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市火災予防事務処理規程(平成11年消防局訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第24号様式の4」を「第24号様式の5」に改める。

第32条(見出しを含む。)中「充てん」を「充填」に改める。

別表第1中「充てん」を「充填」に改める。

第28号様式中「充てん」を「充填」に改める。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第30号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和2年12月18日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日時 令和2年12月25日(金)14時00分から
- 2 場所 第3庁舎15階 第1・2・3会議室
- 3 その他報告等

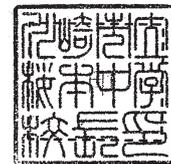
川崎市教育委員会告示第31号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和2年12月23日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

- 1 川崎市立桜本中学校長印
 - (1) 使用開始日 令和2年12月23日
 - (2) ひな形番号 30
 - (3) 書体 てん書
 - (4) 寸法 方21ミリメートル
 - (5) 保管場所及び個数 川崎市立桜本中学校 1個
 - (6) 印影



川崎市教育委員会告示第32号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和2年12月23日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

- 1 川崎市立東小田小学校長印
 - (1) 使用開始日 令和2年12月23日
 - (2) ひな形番号 30
 - (3) 書体 てん書
 - (4) 寸法 方21ミリメートル

- (5) 保管場所及び個数 川崎市立東小田小学校 1個
 (6) 印 影



川崎市教育委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市青少年の家の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市青少年の家条例（昭和63年3月29日条例第22号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月28日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

管理を行わせる施設の名称及び所在地	施設名称 川崎市青少年の家 所在地 川崎市宮前区宮崎105番地1
指定管理者	(所在地) 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 (名称) かわさき未来応援パートナーズ (代表者) 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英 (構成員) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 会長 中山 紳一
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市教育委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市少年自然の家条例（昭和52年3月31日条例第16号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月28日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

管理を行わせる施設の名称及び所在地	施設名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家 所在地 長野県諏訪郡富士見町境字 広原12067 番地482
指定管理者	(所在地) 長野県諏訪郡富士見町 富士見6666 番地703 (名称) 一般社団法人 富士見パノラマリゾート (代表者名) 理事長 名取 重治
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市教育委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市子ども夢パークの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市子ども夢パーク条例（平成15年3月18日条例第11号）第4条第3項の規定により告示します。

令和2年12月28日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

管理を行わせる施設の名称及び所在地	施設名称 川崎市子ども夢パーク 所在地 川崎市高津区下作延5丁目30番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区今井南町28番41号 (名称) 川崎市子ども夢パーク 共同運営事業体 (代表者) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 理事長 渡邊 直美 (構成員) 特定非営利活動法人 フリースペースたまりば 理事長 西野 博之
指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

人事委員会公告

川崎市人事委員会公告第10号

令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）の実施について

令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）を次のとおり行います。

令和2年12月23日

川崎市人事委員会

委員長 魚津 利興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和2年度

障害者を対象とした 川崎市職員採用選考案内(第2回)

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	【電子申請】 1月4日(月) 午前9時 ~ 1月19日(火) 午後5時(受信有効) 【郵 送】 1月4日(月) ~ 1月15日(金) (消印有効)
申込方法	電子申請又は郵送
受験票等発行	3月5日(金) (予定)
第1次選考日	令和3年3月21日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	3月30日(火) 午前10時頃(予定)
第2次選考日	4月10日(土)【集団討論・個別面接】(予定)
最終合格発表日	4月22日(木) 午前10時頃(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou>https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

※点字による受験ができます(詳しくは「◎ 受験上の配慮等を希望する人へ」を参照してください。)



1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。

2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす人

(1) 昭和51年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する人

- ア 身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条)の交付を受けている人
- イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ウ 更生相談所又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人
- エ 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)の交付を受けている人

※1交付申請中の場合は申込できません。なお、申込から採用までの間において、手帳等の提示を求められることがあります。その際に、受験資格を満たしている事が確認できない場合は、採用選考を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求められることがあります。

※2手帳の名称については、交付している地方公共団体によって異なる場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

※3受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表日

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)	合格発表日
3月21日(日) 集合時刻 午前9時40分 解散時刻 午後2時45分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 【択一式40問 120分】	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) ほか ※会場は受験票で指定します。	【第1次選考合格】 3月30日(火) 午前10時頃(予定)
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【400字以上、800字以内90分】		
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
4月10日(土)	集団討論 個別面接	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価します。 【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 4月22日(木) 午前10時頃(予定)

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票(郵送申込の場合は受験票のみ)、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、障害者手帳等、昼食を持参してください。
- 2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 選考会場への問い合わせは禁止します。また、選考会場への自動車の乗り入れは、自動車であれば選考会場に来られない方だけにしてください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、申込書の裏面に記載してください。
- 4 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 5 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 6 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 7 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題については、「9 その他」を参照してください。
- 8 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを、4月5日(月)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、4月1日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和3年6月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

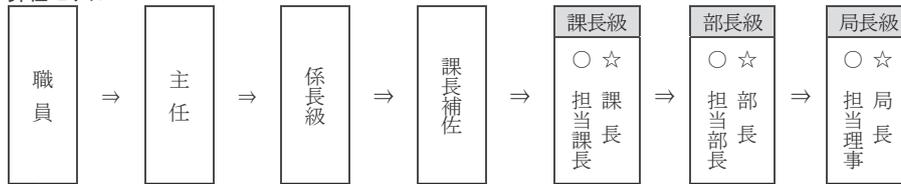
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

6 給与等**(1) 給与(初任給)**

令和2年12月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 ※地域手当を含む	その他の手当など
大 学 院 修 士 課 程 修 了 者	224,692円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高25,200円)等の諸手当が支給されます。
大 学 卒	207,524円	
短 大 卒	181,540円	
高 校 卒	168,548円	

(2) 勤務時間及び休暇等**① 勤務時間**

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

② 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※配属先によって異なる場合があります。

③ 休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、令和2年12月1日現在のものであり、変更される場合があります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 <参考>第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) <参考>第2次選考配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和3年6月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

8 申込方法等

受験申込は、電子申請(インターネット)又は郵送で行ってください。

(1) 電子申請(インターネット)による申込方法(推奨)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「電子申請による採用選考申込方法(障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	令和3年1月4日(月) 午前9時 ~ 1月19日(火) 午後5時 (受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起ることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報とは、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れた場合は、「サンキューコールかわさき(044-200-3939)」にお問合せください。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますので、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用選考申込方法(障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「障害者を対象とした川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話等にて連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力には、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から3日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。))過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
申込整理票と受験票の印刷	3月5日(金)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」(には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名を記入)の貼り付けと署名をしてください。) 第1次選考日当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

(2) 郵送による申込方法(持参による受付は行いません。)

申込受付期間	令和3年1月4日(月) ~ 1月15日(金) (消印有効) ※申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「採用選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書の郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課

提出書類	<p>カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通</p> <p>(1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。</p> <p>(2) 84円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。</p> <p>(3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。</p> <p>※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。</p>
受験票の交付	<p>3月5日(金)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、第1次選考日当日必ず持参してください。</p> <p>なお、3月9日(火)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</p>

◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- (1) この選考については、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択(郵送申込の場合は申込書の点字受験欄に○印を記入)の上、お申込みください。また、点字の補助として、問題の読み上げ等に音声パソコンを使用することもできますので、希望される場合は、お申込の前に必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで連絡してください。
- (2) 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、その他受験に際して特に配慮を希望する人は、電子申請の際にコード選択又は入力(郵送申込の場合は申込書の裏面に必ず必要事項を記入)してください。
- (3) 第2次試験における個別面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員の同席を合理的配慮として認めます。同席する場合は、選考会場等の準備のため、4月2日(金)までに必ず川崎市人事委員会事務局任用課(044-200-3343)まで連絡してください。

9 その他

- (1) 教養試験の問題例及び作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。インターネットを利用できない場合は、返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒)及び障害者採用選考の問題例等を請求する旨を書いたメモを同封し、次の住所宛て請求してください。印刷したものを送付します。
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
- (2) 受験に際して市が収集する個人情報は、採用選考及び採用手続きにのみ使用します。

◎ 過去実施結果(参考)

令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考 実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数(人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行政事務	10	162	115	32	6	19.2

《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。コード番号は下のコード表を見て記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、()内には西暦を記入してください。
(記入例)平成10年4月1日生まれ
- ③ 年齢:令和3年6月1日時点の年齢を記入してください。
(記入例)23歳
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「・」、半濁点「゜」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、令和3年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。
(記入例)○○大学法学部法律学科に平成27年4月に入学し、平成31年3月に卒業
△△高校普通科に平成24年4月に入学し、平成27年3月に卒業した場合
- ⑧ アンケート:次のアンケートは、今後の職員採用の広報等の参考としますので、御協力をお願いします。回答はコード表を見て記入してください。なお、このアンケートは可否には一切関係ありません。
(ア) アンケート1:この選考があることをどの方法で知りましたか。(複数回答可)
(記入例)学校と川崎市ホームページ
(イ) アンケート2:他の公務員、民間企業等への併願状況(予定を含む。)について、川崎市を除いた志望順に左から記入してください。
(記入例)第1志望:国家公務員、第2志望:民間企業
- ⑨ 点字受験:点字受験を希望する場合、○印を記入してください。
- ⑩ 障害者手帳等:手帳等の記載内容を記入してください。障害名は、傷病名との混同に注意して手帳等の記載どおりに記入してください。障害区分は、主な障害についてコード表を見て記入してください。
(記入例)○○による左下肢機能障害5級(肢体不自由)
- ⑪ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。

(コード表)

最終学歴	アンケート		障害区分(注)
	アンケート1	アンケート2	
大 学 院	1 学 校	01 国 家	01 視 覚
大 学	2 知 人 ・ 友 人	02 東 京 都	02 聴 覚 ・ 平 衡 機 能
短 大	3 市 政 だ よ り	03 神 奈 川 県	03 音 声 ・ 言 語 ・
高 専	4 川 崎 市 ホ ー ム ペ ー ジ	04 そ の 他 道 府 県	04 そ し ゃ く 機 能
専 修 学 校 等	5 就 職 情 報 サ イ ト	05 横 浜 市	05 肢 体 不 自 由
高 校	6 採 用 案 内	06 相 模 原 市	06 内 部 障 害
中 学 校	7 受 験 雑 誌	07 特 別 区	07 知 的 障 害
	8 説 明 会	08 そ の 他 市 町 村	08 精 神 障 害
	9 そ の 他	09 そ の 他 の 公 務 員	
		10 民 間 企 業	
		11 進 学	
		12 併 願 な し	

(注) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害、その他政令で定める障害については「内部障害(コード05)」を記入してください。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の84円切手をクリップで留めてください。

84円切手

令和2年度 障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※	受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
障害者	0 5	行政事務	0 1			
性別 (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (令和3年6月1日時点)	
① ② ③ (男)女	昭和・平成	1 0	(1 9 9 8)	0 4 0 1	満 2 3 歳	
④ 氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください カ ワ サ キ ジ ロ ウ						
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください 川 崎 次 郎						
⑤ 受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)				(「都道府県」及び「郡・市町村・区」)		
2 1 0 - 0 0 0 4				神奈川県川崎市川崎区		
(「町・字名」及び「番地」)				(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)		
宮本町1-2-3				砂子平沼ビル401号室		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。						
⑥ 電話番号 (自宅) (携 帯) (緊急連絡先)						
044-200-XXXX		090-1234-XXXX		連絡先名	090-5678-XXXX	
父						
⑦ 最終学歴 (学校名) (区分) ※(学校コード) (学 部) (学科・専攻)						
〇〇大学		2	法学部		法律学科	
昭和・平成 令和	2 7 年	0 4 月	入学	昭和・平成 令和	3 1 年	0 3 月
						卒業・卒業見込
⑧ その前の学歴 (学校名) (学 部) (学科・専攻)						
△△高等学校						普通科
昭和・平成 令和	2 4 年	0 4 月	入学	昭和・平成 令和	2 7 年	0 3 月
						卒業
アンケート1		アンケート2				⑧ 点字受験 (点字希望者のみ○を記入)
0 1 0 4		0 1 1 0				
⑨ (交付機関名) (交付番号) (交付年月日)						
川崎 都道府県(市)		第〇〇××号		昭和・平成 令和	0 1 年 0 5 月 0 1 日	
⑩ (障 害 名) (障害の等級) (再交付年月日) (障害区分)						
〇〇による左下肢機能障害		5 級		昭和・平成 令和	年 月 日 0 4	
⑪ 私は、令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内(第2回)の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。						
令和 3 年 1 月 8 日				氏名 川崎 次郎 (必ず自署してください。)		

裏面も必ず記入してください。

令和2年度 障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 申込書

* ※の項目は記入しないでください。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

Form with multiple sections: 種別 (障害者), 試験区分 (行政事務), 受験番号 (01), 性別, 生年月日, 年齢, 氏名 (カナ), 氏名 (漢字), 受験票送付先, 電話番号, 最終学歴, アンケート, 障害者手帳情報.

私は、令和2年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内(第2回)の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当していません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

令和 年 月 日 氏名 (必ず自署してください。)

裏面も必ず記入してください。

該当する項目を○で囲み、必要に応じて具体的に記入してください。

選考準備のため、希望する配慮内容を記入又は該当する箇所を○で囲んでください。

点字による受験を希望する人は、表面の点字受験欄に○を記入してください。

1 選考当日、補装具等の使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する

※ 上記(2)の人で使用する補装具等について

(ア) ルーペ

(イ) 補聴器(メーカー名: 機種: リモコン使用: 有・無)

※選考中は、補聴器の無線通信機能は使用できませんのでご注意ください。

(ウ) ワークプロ又はノートパソコン(上肢機能等の障害により筆記が困難な人に限ります。)

(エ) 音声パソコン(希望する人は申込前に必ず川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。)

(オ) 点字器

(カ) 電動タイプライター(カナタイプライターは使用できません。)

(キ) 点字タイプライター

(ク) その他 ()

(上記以外の補装具等の使用を希望する人は具体的に記入してください。)

2 会場での車椅子使用について

- (1) 使用しない (2) 使用する(手動・電動)

※ 上記(2)の人で机の高さの調整について(教養・作文試験時)

- (ア) 不要 (イ) 必要

3 手話通訳者について

- (1) 必要ない(口話・筆話) (2) 必要とする

4 駐車場の利用について

- (1) 利用しない (2) 利用する

(車種)

(ナンバー)

※ 駐車場の台数に限りがありますので、自動車でなければ選考会場に来られない人だけ利用するようにしてください。

5 付添いの人について

- (1) 来ない (2) 来る

6 その他、特記事項があれば記入してください。

※通常の机、椅子等の使用による受験に支障のある人は、あらかじめ人事委員会事務局任用課まで申出てください。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第124号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年度	科目	期別	この公示により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第5期以降		1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第125号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第126号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第127号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月17日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第128号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月17日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第129号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この広告により 滞納処分に 着手しうる日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	5期	令和2年12月29日 (5期)	計25件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第130号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第131号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	介護保険料	第6期	令和2年12月29日 (第6期分)	計1件
令和 2年度	介護保険料	第7期	令和2年12月29日 (第7期分)	計1件
令和 2年度	介護保険料	第8期	令和2年12月29日 (第8期分)	計20件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第132号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	後期高齢者 医療保険料	第5期	令和2年12月29日 (第5期分)	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第133号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第134号

国民健康保険料に係る差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月24日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第30号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

川崎市幸区公告第31号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月17日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第1期以降	令和3年1月4日(第1期～第8期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第5期以降	令和3年1月4日(第5期～第8期分)	計4件
令和2年度	介護保険料	特別徴収第1期以降		計3件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	第7期	令和2年12月29日(第7期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	第8期	令和2年12月29日(第8期分)	計6件
平成31年度	国民健康保険料	第9期	令和2年12月29日(第9期分)	計9件

平成31年度	国民健康保険料	第10期	令和2年12月29日(第10期分)	計16件
令和2年度	国民健康保険料	過随5月	令和2年12月29日(過随5月分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	過随6月	令和2年12月29日(過随6月分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	過随7月	令和2年12月29日(過随7月分)	計1件
令和2年度	国民健康保険料	第1期	令和2年12月29日(第1期分)	計37件
令和2年度	国民健康保険料	第2期	令和2年12月29日(第2期分)	計44件
令和2年度	国民健康保険料	第3期	令和2年12月29日(第3期分)	計54件
令和2年度	国民健康保険料	第4期	令和2年12月29日(第4期分)	計50件
令和2年度	国民健康保険料	第5期	令和2年12月29日(第5期分)	計45件
令和2年度	国民健康保険料	第6期	令和2年12月29日(第6期分)	計38件

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第67号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	国民健康保険料			計10件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第68号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第69号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第1期	令和2年12月29日	計3件
令和 2年度	国民健康 保険料	第2期	令和2年12月29日	計5件
令和 2年度	国民健康 保険料	第3期	令和2年12月29日	計5件
令和 2年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年12月29日	計5件
令和 2年度	国民健康 保険料	第5期	令和2年12月29日	計10件
令和 2年度	国民健康 保険料	第6期	令和2年12月29日	計24件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第70号

次の国民健康保険料に係る滞納処分書類を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

国民健康保険料に係る滞納処分書類

差押調書（謄本） 3件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第71号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	第9期	令和2年12月29日	計1件
令和 2年度	介護保険料	第2期	令和2年12月29日	計1件
令和 2年度	介護保険料	第3期	令和2年12月29日	計1件
令和 2年度	介護保険料	第4期	令和2年12月29日	計1件
令和 2年度	介護保険料	第5期	令和2年12月29日	計1件
令和 2年度	介護保険料	第6期	令和2年12月29日	計2件
令和 2年度	介護保険料	第7期	令和2年12月29日	計1件
令和 2年度	介護保険料	第8期	令和2年12月29日	計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第73号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第74号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第75号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第76号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月25日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第59号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の

為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月16日

川崎市宮前区長 高橋哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第60号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月16日

川崎市宮前区長 高橋哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第61号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月16日

川崎市宮前区長 高橋哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第62号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月16日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第63号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和 2年度	介護 保険料	第7期以降	令和3年1月4日 (第7期分以降)	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第64号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第65号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 2年度	介護 保険料	第6期	令和2年12月29日 (第6期分)	計1件
令和 2年度	介護 保険料	第7期	令和2年12月29日 (第7期分)	計1件
令和 2年度	介護 保険料	第8期	令和2年12月29日 (第8期分)	計11件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第66号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市宮前区長 高橋 哲也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 2年度	国民健康 保険料	第4期	令和2年12月29日	計2件
令和 2年度	国民健康 保険料	第5期	令和2年12月29日	計9件
令和 2年度	国民健康 保険料	第6期	令和2年12月29日	計20件

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第82号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市多摩区長 荻原圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により変更する納期限, 件数・備考. Rows include 令和2年度 介護保険料 (納入通知書) 特第1期以降, 特第2期以降, 普第3期以降.

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第83号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市多摩区長 荻原圭一

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第84号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市多摩区長 荻原圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Row: 令和2年度 後期高齢者医療保険料 第5期 令和2年12月29日(第5期分) 計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第85号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市多摩区長 荻原圭一

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, 滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include 令和2年度 介護保険料 第7期, 第8期.

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第86号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市多摩区長 荻原圭一

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第87号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和2年12月25日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第88号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月25日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第61号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市麻生区長 多田貴栄

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第62号

国民健康保険料に係る還付充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月16日

川崎市麻生区長 多田貴栄

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第63号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月17日

川崎市麻生区長 多田貴栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第64号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年12月17日

川崎市麻生区長 多田貴栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第65号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第66号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第67号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年12月18日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)